

**尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る
環境影響評価書
要約書**

令和5年2月

尼崎市

本書に掲載した2万5千分の1の地図は、国土地理院発行の電子地形図25000（国土地理院）を複製して情報を追記したものである。

目 次

第1章 事業者の氏名及び住所	1-1
第2章 対象事業の名称、目的、位置及び規模その他対象事業の内容	2-1
第1節 事業の名称	2-1
第2節 事業の種類	2-1
第3節 事業の目的	2-1
第4節 事業の位置	2-1
第5節 事業の規模	2-4
第6節 事業計画の内容	2-4
6.1 事業実施の背景及び事業計画の策定経緯	2-4
6.2 施設整備基本方針	2-5
6.3 土地利用計画、施設計画、交通計画、関連事業の状況等	2-6
6.4 事業開始予定時期	2-27
6.5 その他基本的な諸元	2-28
第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	3-1
第4章 事前環境配慮の内容	4-1
第5章 実施計画書に対する意見の概要及び事業者の見解	5-1
第1節 実施計画意見の概要及び事業者の見解	5-1
第2節 実施計画審査意見に対する事業者の見解及び 当該見解に基づいて事業者が講じた措置	5-1
第3節 実施計画書の記載事項についての修正	5-4
第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	6-1
第1節 環境影響要因の抽出	6-1
第2節 環境影響評価項目	6-2
第3節 調査、予測及び評価の手法	6-6
3.1 現況調査	6-6
3.2 予測	6-10
3.3 評価	6-14
第7章 環境影響評価の結果の概要	7-1
第8章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価	8-1
第9章 事後調査の実施に関する事項	9-1
第1節 対象事業に係る事後調査の項目及び手法	9-1
1.1 対象事業に係る事後調査の項目	9-1
1.2 対象事業に係る事後調査の手法	9-3
第2節 事後調査を行う期間及び頻度	9-5
第3節 その他市長が必要があると認める事項	9-5
第10章 準備書に対する意見の概要及び事業者の見解	10-1
第1節 準備意見の概要及び事業者の見解	10-1
第2節 公述意見の概要及び事業者の見解	10-1
第3節 準備審査意見に対する事業者の見解及び 当該見解に基づいて事業者が講じた措置	10-1
第4節 準備書の記載事項についての修正	10-4
第11章 環境影響評価を行った者の氏名及び住所	11-1
第12章 その他市長が必要があると認める事項	12-1
第13章 その他	13-1

第3章 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲（以下「調査対象区域」という。）を対象として、その概況について既存資料などを基に把握した。

調査対象区域は図 3-1 に示す事業計画地を中心とした約 2 kmの範囲とし、そのうち、後述する煙突排ガスの概略予測結果を踏まえて想定した影響範囲（図 6-3：p. 6-12 参照）である尼崎市の範囲において概況を把握した。また、統計資料等により市町村単位で調べる事項については、事業計画地が位置する尼崎市全域を対象とした。

対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況（概要）は、表 3-1（1）～（4）に示すとおりである。

なお、作成に当たっては、令和 3 年 12 月末までの既存資料を用いた。

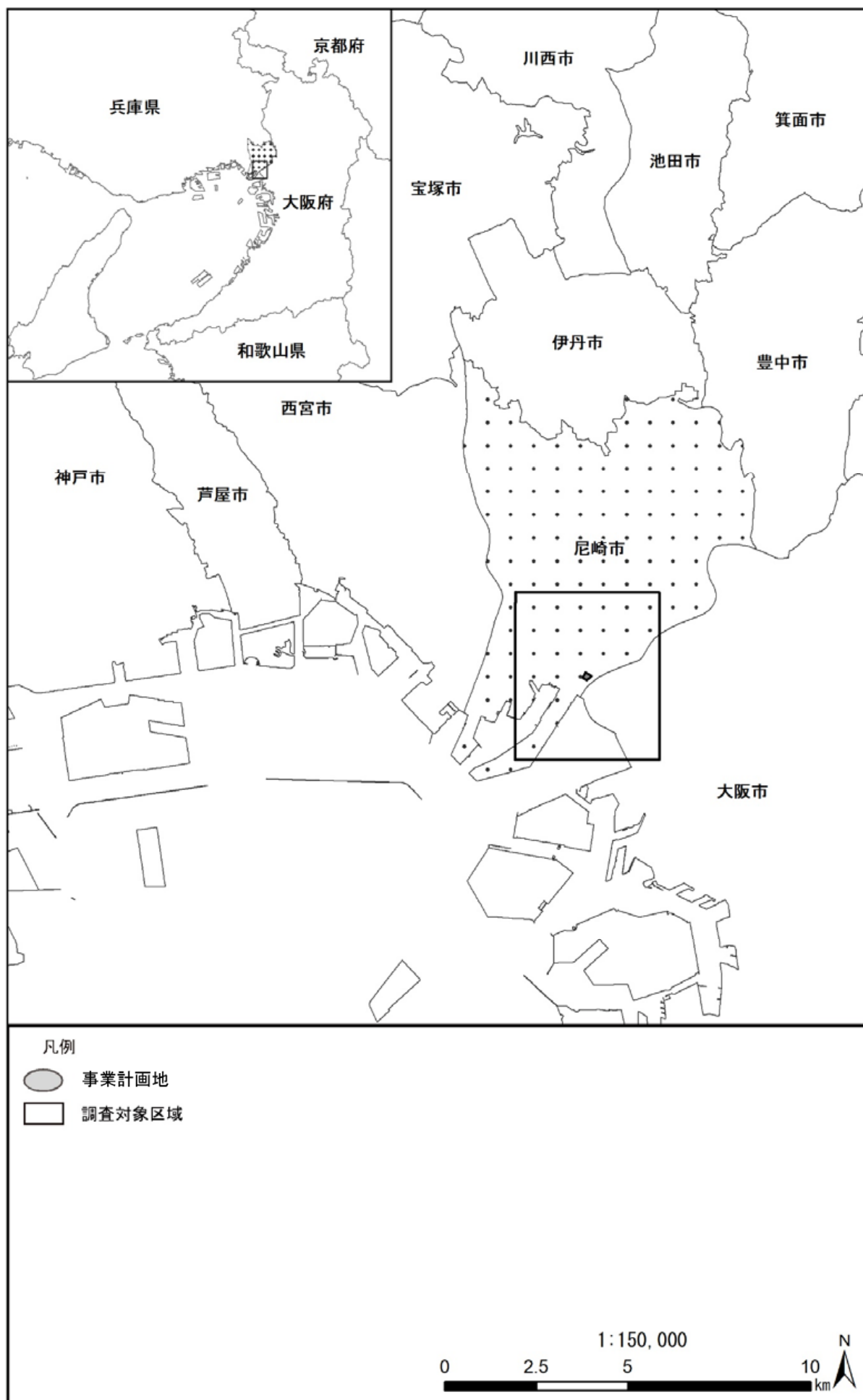


図 3-1 調査対象区域の概要

表 3-1(1) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目		地域特性の概要
社会の概況	人口等	● 尼崎市における令和 3 年の人口は 451,065 人、世帯数は 220,937 世帯、人口密度は 8,893 人/km² となっている。 ● 尼崎市における人口は平成 28 年から 29 年にかけて減少し、平成 30 年から 31 年にかけて増加したが、令和 2 年にはまた減少している。
	土地利用	● 尼崎市における地目別地積は、いずれの年度も宅地の占める割合が高い。また、土地利用現況図によると、調査対象区域の土地利用は工業地と公共公益用地が大半を占めている。
	産業	● 尼崎市における平成 24 年以降の産業別人口は、いずれの年度も第 3 次産業が最も多く、総数は平成 26 年に最も多くなっている。産業別の従業者数では、第 1 次産業は経年的に増加、第 2 次産業は経年的に減少している。第 3 次産業は平成 26 年が最も多い。事業所数はいずれの年度も卸売・小売業が最も多く、従業者数は製造業が最も多い。 ● 尼崎市における農家数及び販売農家人口は、平成 17 年から平成 27 年にかけて減少傾向である。尼崎市における水稻の収穫量は平成 27 年以降減少傾向を示している。 ● 尼崎市における平成 30 年における事業所数は 716 事業所、従業者数は 32,647 人であり、製造品出荷額等は年間約 1 兆 3,681 億円となっている。 ● 尼崎市における事業所数は、平成 26 年に一旦減少したが、平成 28 年には増加した。また、従業者数、年間商品販売額は経年的に増加している。業種別状況（平成 28 年）をみると、年間商品販売額が最も多いのは、卸売業ではその他の卸売業、小売業では飲食料品小売業である。
	利水等	● 調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の一級河川（左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川）と、蓬川水系の二級河川である蓬川が流れている。「淀川水系神崎川圏域河川整備計画」（平成 27 年、兵庫県）及び「蓬川水系河川整備基本方針」（平成 26 年、兵庫県）によると、淀川水系神崎川圏域の河川のうち、左門殿川及び中島川は感潮区域であり、河川水の利用はない。また、庄下川及び旧左門殿川においても河川水の利用はない。一方、蓬川の法定河川区間も全て感潮区間であり、河川水の利用はない。 ● 尼崎市の地下水の利用状況は、「地下水利用衛生対策要綱」（令和元年 7 月 1 日施行）によると、尼崎市内においては、地下水の飲用、食品関係施設での使用を禁止している。また、洗浄用水、散水用水、トイレ用水等として地下水を利用する場合は、関係する法令等の規定を遵守するとともに、必要に応じて、塩素殺菌等の衛生上の措置を行わなければならないとしている。 ● 調査対象区域には、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく漁業権の設定区域は海面、内水面ともに存在しない。
	都市施設等	● 調査対象区域に公園、緑地は 71 箇所ある。なお、調査対象地域に兵庫県立都市公園はない。 ● 尼崎市の上水道普及率は 100% となっている。尼崎市内への供給は本市の浄水場である神崎浄水場、阪神水道企業団の猪名川浄水場及び尼崎浄水場から配水すると共に、兵庫県用水供給事業の多田浄水場からの上水と猪名川浄水場からの上水を野間ポンプ室で混合し市内へ配水している。 ● 尼崎市における下水道普及率は、いずれの年度もほぼ 100% である。 ● 調査対象区域の環境保全についての配慮が特に必要な施設は、学校など 24 箇所、医療施設 7 箇所、福祉施設 5 箇所、文化施設 5 箇所分布する。
	交通	● 調査対象区域の交通網は、高速大阪西宮線、高速湾岸線、一般国道 2 号及び一般国道 43 号が東西に延び、事業計画地周辺には一般県道の県道 57 号尼崎港線が南北に延びている。このほか、調査区域の東側には一般県道の昭和東本町線、西側には尼崎港崇徳院線及び甲子園尼崎線が南北に延びている。調査対象区域の自動車交通量をみると、平成 27 年度における平日 24 時間の自動車類交通量は、高速湾岸線の尼崎市西海岸町（区間番号「5130」）で 64,162 台と最も多い。 ● 調査対象区域の鉄道網は、東西に延びた阪神電鉄株式会社の鉄道があり、4 駅が存在する。また、いずれの年も尼崎駅の利用者数が最も多い。 ● 尼崎西宮芦屋港における入港船舶数は、平成 27 年から減少傾向にある。
	文化財	● 調査対象区域の登録文化財、指定文化財として、国登録 5 件、国指定 7 件、県指定 3 件、市指定 18 件が、埋蔵文化財として、3 件が存在する。（いずれも事業計画地外）

表 3-1(2) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目		地域特性の概要
社会の概況	関係法律・条例などによる指定・規制など	- 調査対象区域には用途地域が指定されており、事業計画地は工業専用地域に指定されている。また、調査対象区域には、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：平成 30 年法律第 22 号）に規定されている特別用途地区及び市街化調整区域があるが、いずれも計画地にはない。 - 事業計画地（本施設）は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号、最終改正：令和 2 年法律第 39 号）、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号、最終改正：平成 23 年法律第 105 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号、最終改正：平成 29 年法律第 45 号）等の 9 つの法令が指定されている。 - 調査対象区域に騒音環境類型に指定された地域及び振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号、最終改正：平成 26 年法律第 72 号）に基づく規制地域があるが、事業計画地にはない。 - 環境保全に関する計画等として、「第 5 次兵庫県環境基本計画（平成 31 年 2 月）」、「兵庫県廃棄物処理計画（平成 30 年 8 月改定）」及び「尼崎市都市美形成計画（平成 23 年 11 月）」などの主に 13 の計画がある。
自然の概況	地象	- 調査対象区域の地形は、氾濫原(2)・谷底平野が大半を占め、大阪湾に面する調査対象区域の南部は埋立地となっている。また、高速大阪西宮線以北には沿岸砂州が点在する。調査対象区域の表層地質は、礫・砂・粘土（沖積層）が大半を占め、大阪湾に面する調査対象区域の南部は埋立地となっている。また、高速大阪西宮線以北には礫及び砂が点在する。なお、「活断層データベース」（産業技術総合研究所 Web サイト）によると、調査対象区域に活断層は分布していない。 - 兵庫県南東部の尼崎市は、戦前より大阪市と一体となって著しい地盤沈下を経験してきた地域である。昭和 10 年頃から昭和 16 年頃までは、年間数 cm 以上の沈下が見られた。その後、終戦後の昭和 25 年頃までは他の地域と同様な戦災に伴う地盤沈下の停滞期であるが、復興とともに再び生じ始めた地盤沈下は昭和 30 年頃から一層激しくなり、年間沈下量も 20cm 程度に達した。しかし、昭和 32 年に尼崎市の一部が工業用水法の指定地域となって以来、工業用地下水の採取規制が進められ昭和 40 年頃から急激に沈下量が減少し、最近では海岸近くに年間 1cm 程度の沈下を示す地域が局部的に残る程度になっている。調査対象区域の累積沈下量は、南部地区がもっとも大きく、約 220 cm に達している。また近年、臨海部では年間 6cm 程度の沈下が見られる地点がある。
	水象	- 調査対象区域には、淀川水系神崎川圏域の河川（左門殿川、中島川、庄下川、旧左門殿川）と、武庫川から六樋合併樋門で農業及び工業用に取水された用水の一部が大阪湾に注ぐ二級河川の蓬川が流れている。 - 大阪湾では、上げ潮時には紀淡海峡から紀伊水道の海水が流入し、湾内に流入した海水は主として湾西部の水深 30m 以深の海域を北上し、明石海峡を通過して播磨灘に流出する。一方、下げ潮時には上げ潮時とほぼ逆の向きの流れとなって、大阪湾の海水は紀伊水道に流出している。流速は、明石海峡で最も速く、上げ潮・下げ潮とも最大で 4 ノット（毎秒約 2m）以上となる。 - 調査対象区域の位置する大阪湾内には恒流が存在しており、湾西部には沖ノ瀬（淡路島の北東沖の砂の丘）を中心とする強い時計回りの循環流（沖ノ瀬環流）が、湾奥部には時計回りの環流（西宮沖環流）があるといわれている。沖ノ瀬環流は潮汐残差流注）であり、上層～下層までほぼ一様に回転しており、一方、西宮沖環流は上層に限ってみられ、その形成には海水の密度分布が関係していると考えられている。 - 尼崎西宮芦屋港（西宮）の平均水面は、東京湾平均海面を基準（0.000m）とした場合 0.262m であり、朔望平均満潮面と朔望平均干潮面の差は 1.590m となっている。
	気象	尼崎市は、温暖少雨を特徴とする瀬戸内海式気候区に属し、都市気候の特徴を併せ持っている。神戸地方気象台の年平均気温の平年値は 17.0℃、年間降水量の平年値は 1277.8mm、平均風速は 3.6m/s、最多風向は東北東である。年間降水量は梅雨と秋雨の間の盛夏（8 月）に降水量が少なくなる特徴がある。令和 2 年の年平均気温は 17.6℃、平均風速は 3.6m/s、最多風向は西南西である。年間降水量が 1614.5mm と平年値より多く、特に 1 月、3 月、6 月、7 月、10 月に平年を上回る降水量が記録されている。

表 3-1(3) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目		地域特性の概要
環境の概況	大気質	- 調査対象区域の二酸化硫黄測定結果は、一般局の琴ノ浦高校において、年平均値は平成 27 年度以降横ばい傾向で推移している。また、全ての年度で環境基準を満足している。 - 調査対象区域の二酸化窒素測定結果（年平均値）は、いずれの地点においても概ね横ばい傾向で推移している。また、全地点において、全ての年度で環境基準を満足している。 - 調査対象区域の一酸化炭素測定結果は、自排局の両地点において、年平均値は概ね横ばい傾向で推移している。また、両地点において、全ての年度で環境基準を満足している。 - 調査対象区域の光化学オキシダント測定結果は、一般局の琴ノ浦高校においては、昼間の 1 時間値の年平均値は概ね横ばい傾向で推移している。また、全ての年度で環境基準を満足していない。 - 調査対象区域の浮遊粒子状物質測定結果（年平均値）は、いずれの地点においても概ね減少又は横ばい傾向で推移している。また、全地点において、全ての年度で環境基準を満足している。 - 調査対象区域の微小粒子状物質測定結果は、自排局の両地点において、年平均値は概ね減少傾向で推移している。また、両地点において、平成 27 年度は環境基準を満足していないが、平成 28 年度以降は満足している。 - 調査対象区域の大気環境中のダイオキシン類測定結果（年平均値）は、0.013～0.025pg-TEQ/m³の間で推移している。また、全ての年度で環境基準を満足している。 - 調査対象区域の有害大気汚染物質測定結果のうち、環境基準が設定されている項目についてみると、全地点において、いずれの年度も環境基準を満足している。
	騒音・振動	- 国道 43 号武庫川測定所における自動車騒音は、平成 27 年度から令和元年度にかけて横ばい傾向で推移している。また、全ての年度で昼間、夜間ともに自動車騒音に係る環境基準及び要請限度を満足している。 - 国道 43 号、玉江橋線の両線において、いずれの地点でも昼間・夜間ともに環境基準及び要請限度を満足している。 - 尼崎市では、平成 30 年度までの騒音の定点調査の結果をもとに、主要幹線 16 路線（総延長 63.7km）に面する地域にある評価対象全戸数 45,984 戸に対し、ばく露騒音の予測を実施している。評価の結果、昼間・夜間ともに環境基準を達成したのは 45,185 戸（98.3%）、昼間のみ環境基準を達成したのは 519 戸（1.1%）、夜間のみ環境基準を達成したのは 0 戸（0%）であった。調査対象区域において、昼間・夜間とも環境基準を 100%達成しているのは久々知水堂線（主要地方道尼崎池田線）であった。 - 調査対象区域では、道路交通振動を把握するために、令和 2 年度には 2 地点において振動の測定が実施されている。令和 2 年度は全ての地点において、要請限度を満足している。
	悪臭	調査対象区域では、悪臭に係る調査は実施されていない。
	水質	- 調査対象区域における河川では庄下川橋（庄下川）及び琴浦橋（蓬川）の 2 地点、海域では開門（大阪湾）の 1 地点において水質測定が実施されている。 - 健康項目については、すべての項目が全地点で環境基準及び環境上の基準以下であった。生活環境項目については、庄下川橋及び琴浦橋では環境上の基準以下であった。海域である開門（大阪湾）においては、水素イオン濃度、全窒素、全リンの 3 項目が環境基準、水素イオン濃度が環境上の基準を超える測定結果が得られた。 - 平成 27～令和元年度にかけて、庄下川橋（庄下川）で測定されているダイオキシン類については、いずれの年度も環境基準以下である。
	底質	- 調査対象区域における河川では庄下川橋（庄下川）及び琴浦橋（蓬川）の 2 地点、海域では開門（大阪湾）の 1 地点において底質測定が実施されている。また、庄下川橋（庄下川）においてダイオキシン類調査が実施されている。 - ダイオキシン類については、平成 30 年度に 17pg-TEQ/g が検出されたが、令和元年度には減少している。なお、全ての年度で環境基準を満足している。

表 3-1(4) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

項目		地域特性の概要
環境の概況	土壌汚染	- 調査対象区域の土壌中のダイオキシン類については、琴ノ浦高校において、兵庫県による調査が実施されている。その結果、全ての年度で環境基準を満足している。 - 事業計画地の土地利用等履歴は、昭和 37 年以降、一般廃棄物処理施設及びし尿処理施設として利用され、現在に至る。農地としての利用履歴はない。それ以前については、江戸時代末期に干拓された土地であり、雑種地として利用されていた土地である。 - 本事業の工事は 3,000㎡以上の土地の形質変更に該当し、本事業では、地歴調査の結果を踏まえ「汚染のおそれがある」と判断された物質については、試料採取・分析は行わずに、工事対象範囲全域を「形質変更時要届出区域」として指定を受けた上で工事を行う計画である。
	廃棄物及び資源循環	- 尼崎市における令和元年度のごみ総排出量は 153,347t、資源化量は 13,638t、リサイクル率は 12.59%であった。経年変化をみると、ごみ総排出量は減少傾向を示している。 - 尼崎市における平成 30 年度に発生した産業廃棄物の総排出量は 2,734 千 t（推計値）であり、このうち 2,468 千 t（90.3%）が中間処理によって減量され、213 千 t（7.8%）が再生利用、残りの 53 千 t（1.9%）が埋め立て処分されている。また、産業廃棄物の総排出量は平成 29 年度にかけて一旦減少したが、その後平成 30 年度にかけて増加している。
	生態系	- 調査対象区域は、埋立地上にあり、「第 4 回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成 7 年、環境庁）によると特筆すべき動植物は存在しない。 「環境影響評価書（阪神間都市計画ごみ焼却場尼崎市立クリーンセンター第 2 工場）」（平成 12 年 8 月、尼崎市）における調査対象区域の近傍海域における水生生物の調査の結果、自然環境の保全上貴重な種は確認されておらず、確認されたほとんどの種は、大阪湾を含む瀬戸内海域においても広く分布しているものであった。
	地球温暖化	令和元年の排出量は 247.1 万 t-CO₂（速報値）であり、基準年（平成 25 年）の 350.2 万 t-CO₂ から 29.5%減少している。二酸化炭素の部門別に見ると、産業部門、運輸部門、民生家庭部門、民生業務部門では基準年と比較して排出量が減少しているが、廃棄物部門では排出量が増加している。
	人と自然との触れ合い活動の場	調査対象区域には、桜並木を散策できる「大物川緑地」や、桜や梅が植えられている「蓬川緑地」がある。また、元浜緑地、祇園橋緑地などを通過し、港湾部へ至るウォーキングコース「人工の光で野菜作り、尼崎の水郷めぐり」などが整備されている。
	景観	調査対象区域に特筆すべき自然景観資源及び眺望点はない。
	その他	平成 29 年度の尼崎における公害苦情件数は、典型 7 公害に係る苦情のうち、騒音に係る苦情件数が最も多く 100 件、次いで大気汚染に係る苦情件数が 67 件、悪臭に係る苦情件数が 39 件の順であった。

第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

第1節 環境影響要因の抽出

対象事業の内容から環境に影響を及ぼす行為等を抽出した結果、表 6-1(1)～(2)に示す環境影響要因が想定される。

環境影響要因は、環境負荷影響を及ぼす要因となるものを「環境負荷要因」、良好な環境を創造する要因となるものを「環境創造要因」として、区分している。

なお、各環境影響要因には関連事業であるし尿処理施設の実施に伴う環境影響も含む。

表 6-1(1) 環境影響評価要因（環境負荷要因）

区分	環境影響要因の内容
工事中	・ 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ・ 建設機械の稼働 ・ 施設の解体・建築
施設の存在	・ 施設の存在
施設の供用	・ 施設の稼働 ・ 施設車両の運行

表 6-1(2) 環境影響評価要因（環境創造要因）

区分	環境影響要因の内容
施設の供用	・ 施設の稼働（ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収、エネルギー回収量増加に伴う二酸化炭素削減）

第2節 環境影響評価項目

本事業に係る環境影響要因と環境要素の関連は、表 6-2(1)～(4)に示すとおりである。

表 6-2(1) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境影響要因 環境要素		工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
		① 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	② 建設機械の稼働	③ 施設の解体・建築	④ 施設が存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行	
(1) 大気質	二酸化窒素	○				◎	○	① 工事用車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。 ② ③ 建設機械が稼働する事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑤ 施設の稼働に伴い、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び有害物質が排出されるため選定する。粉じん等については、粉じんの影響が想定されるリサイクル処理施設の設備機器を、可能な限り建屋内設置とし、主に建屋内での作業とするため、屋外への影響はほとんどない。また、施設が稼働する事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑥ 施設関連車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
	二酸化硫黄					◎		
	浮遊粒子状物質	○				◎	○	
	粉じん等							
	有害物質					◎		
(2) 騒 音		○				○	○	① 工事用車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。 ② ③ 事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑤ 施設の稼働に伴う騒音、振動の影響が想定されることから選定する。 ⑥ 施設関連車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があるため選定する。
(3) 振 動		○				○	○	
(4) 低周波音								
(5) 悪 臭						○		⑤ 施設の稼働に伴い、悪臭物質の漏洩が想定されるため選定する。

- 【環境負荷要因※3】 ○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目、【環境創造要因】 ■
- ※1：■（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。
- ※2：プラント排水の放流水先水質への影響の程度を把握するため、参考として現況把握を実施するとともに、環境影響評価書（以下「評価書」という）においては、評価書の時点における施設排水計画を踏まえ、施設稼働時の影響の程度を示すこととする。
- ※3：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

表 6-2(2) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境影響要因 環境要素		工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
		① 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	② 建設機械の稼働	③ 施設の解体・建築	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行	
(6) 水 質	水の汚れ(BOD)					△		③一時的に濁水が発生するおそれがあるが、発生する濁水は水質汚濁防止法に準じて適正に処理するため、保全措置項目として選定する。 ⑤排水水質濃度は現有施設以下、排水量は最大でも現有施設（届出値：最大約 800m ³ /日）の約 1/10 以下（約 60m ³ /日）となる計画である。また、排水地点では他企業の排水とともにポンプ場より放流されるが、本施設の排水量（日平均：約 40m ³ /日）は令和元年度のポンプ場からの放流実績量（約 2,500m ³ /日（日平均値））の約 2%とわずかなことから、保全措置項目として選定する。 ^{※2}
	水の濁り(SS)			△		△		
	富栄養化(T-P、T-N)					△		
	溶存酸素(DO)					△		
	有害物質			△		△		
	水温							
	水素イオン濃度					△		
(7) 底 質								③⑤底質に影響を及ぼす行為はないため選定しない。
(8) 地下水質				△				③工事の実施に当たっては、土壤汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定する。 ⑤事業計画地は埋立地であり、地下水の利用は行われていないため選定しない。
(9) 地形・地質								④新たな土地の改変は生じないため選定しない。
(10) 地盤変状								⑤地下水の採取を行う行為はなく、地盤変状に与える影響はないと考えられるため選定しない。
(11) 土壤汚染				△				③工事の実施に当たっては、土壤汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定する。また、掘削土の取扱いについては資源循環で取り扱う。
(12) 廃棄物				○		○		③工事の実施に伴い廃棄物及び残土が発生することから選定する。 ⑤事業の実施に伴い廃棄物が発生することから選定する。
(13) 植 物								④新たな土地の改変は生じないことから選定しない。
(14) 動 物								③⑤既存調査（「環境影響評価書（尼崎市立クリーンセンター第 2 工場）」（平成 12 年 8 月、尼崎市））において、自然環境の保全上貴重な水生生物は確認されていない。また、水質に係る環境負荷影響は、排水量の低減等により、軽微であることから、選定しない。
(15) 生態系								

【環境負荷要因^{※3}】 ○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目、【環境創造要因】 ■

※1：■（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。

※2：視覚的要素の変化については、「景観」において調査、予測・評価を実施する。

※3：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

表 6-2(3) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境影響要因 環境要素	工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
	① 資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行	② 建設機械の稼働	③ 施設の解体・建築	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行	
(16)資源循環			○		○■ ※4		③工事に発生した廃棄物の資源化が見込まれることから選定する。また、工事の実施に伴い発生する残土を有効利用することが想定されるため選定する。 ⑤事業の実施に伴い発生した廃棄物の資源化が見込まれることから選定する。また、ごみの焼却（減容化）による最終処分量の低減、資源物回収が見込まれることから環境創造要因としても選定する。 ※4
(17)地球温暖化					○■		⑤事業の実施に伴い二酸化炭素が排出され、また、エネルギー回収量増加に伴い二酸化炭素削減に寄与する側面もあるため環境創造要因としても選定する。
(18)人と自然との触れ合いの活動の場							④人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼす行為はないと考えられることから選定しない。 ※2

- 【環境負荷要因※3】 ○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目、【環境創造要因】 ■
- ※1：■（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。
- ※2：視覚的要素の変化については、「景観」において調査、予測・評価を実施する。
- ※3：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。
- ※4：実施計画書では、「(12)廃棄物」における環境創造要因として、最終処分量の低減、資源物及びエネルギー回収を取り扱うこととしていたが、技術指針を踏まえ、「(16) 資源循環」で最終処分量及び資源物の回収量を、「(17) 地球温暖化」でエネルギー回収量を環境創造要因として取り扱うこととする。また、「(16) 資源循環」においては事業の実施に伴い発生した廃棄物の環境負荷要因についても取り扱うこととする。

表 6-2(4) 環境影響評価要因と環境要素（関連表）

環境要素 環境影響要因	工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
	① 資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行	② 建設機械の稼働	③ 施設の解体・建築	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設車両の運行	
(19)電波障害							④現有施設の建替え事業であること、事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。
(20)日 照							
(21)風 害							④現有施設の建替え事業であること、建替え後も建替え前と同規模の建物であること、尼崎市環境影響評価条例における対象事業において風害の影響が想定される「建築物の建築」の規模要件（建築物の高さ60m、延べ面積 50,000m ² ）を下回る規模であることから選定しない。
(22)ヒートアイランド現象							④⑤現有施設の建替え事業であることから選定しない。
(23)景 観				○			④施設が存在すること、近傍の景観との調和に影響を及ぼすことが想定されるため選定する。
(24)文化財							③④事業計画地及び近傍に文化財及び埋蔵文化財は存在しないことから選定しない。
(25)都市施設							①⑤⑥現有施設の建替え事業であること、事業計画地近傍に都市施設、住居等は存在しないため選定しない。
(26)安全性							
(27)その他							上記以外に環境影響評価が必要な項目は特に存在しないため選定しない。

【環境負荷要因※2】○：標準評価項目、◎：重点評価項目、△：保全措置項目、【環境創造要因】■

※1：■（網掛け）は環境影響要因及び環境要素のうち、本事業によって環境へ影響を及ぼす可能性のある項目を示す。

※2：環境負荷要因は、一般的に環境影響評価を行う項目（標準評価項目）、事業特性及び地域特性等に応じて重点的に環境影響評価を行う項目（重点評価項目）、環境負荷影響が軽微である、又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目（保全措置項目）に区分している。

第3節 調査、予測及び評価の手法

3.1 現況調査

本事業に係る現況調査の手法は、環境影響評価技術指針（尼崎市）（以下「技術指針」という。）に掲げられた調査項目について、前節で抽出した環境影響評価項目を対象として、既存資料による情報の収集、整理及び解析並びに現地調査により、現況把握を行う。

調査の内容は表 6-3(1)～(2)に、現地調査地点は図 6-1 に示すとおりである。

環境影響評価項目として選定しなかった環境要素のうち、参考に現況把握のための調査を実施する項目（「水質」）の調査内容については、表 6-3(3)に示すとおりである。

なお、施設の稼働に伴う煙突排出ガス濃度に係る寄与濃度の概略予測を実施計画書において実施しており、その結果に基づいて影響範囲を想定、現地調査地点及び予測地域を設定している。概略予測の結果は図 6-3 に示すとおりである。

表 6-3(1) 現況調査の内容

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
大気質				
既存資料調査	・大気質の現況 ・気象 ・発生源の状況	事業計画地周辺	過去 5 年程度	・「尼崎市環境監視センター報」（尼崎市） ・「過去の気象データ検索」（気象庁） ・土地利用現況図（国土地理院）
現地調査	・一般環境大気質 二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀、ダイオキシン類 ・道路沿道大気質 窒素酸化物、浮遊粒子状物質	2 地点(事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 6-1 参照 1 地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図 6-1 参照	1 週間×4 季 1 週間×4 季	・「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年環境省告示第 68 号）、「大気汚染物質測定法指針」（昭和 62 年環境庁）、「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成 23 年環境省）に定める手法に準拠し、各大気質を測定する。
	・地上気象 風向・風速、気温・湿度、日射量、放射収支量	事業計画地内の 1 地点 図 6-1 参照	1 年間	・「地上気象観測指針」（気象庁）等に準拠し、風向・風速等を連続測定する。
騒音				
既存資料調査	・騒音の現況 ・発生源の状況	事業計画地周辺	過去 5 年程度	・「尼崎の環境」（尼崎市） ・「環境白書」（兵庫県） ・土地利用現況図（国土地理院）
現地調査	・環境騒音	3 地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 6-1 参照	休日・平日各 1 回 (24 時間)	・「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年、環境庁告示第 64 号）及び「JIS Z 8731 環境騒音の表示・測定手法」に準拠し、環境騒音、道路交通騒音を測定する。
	・道路交通騒音	1 地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図 6-1 参照		
	・交通量			・マニュアルカウンターを用いて、車種分類別、時間別、方向別の交通量を計測する。

表 6-3(2) 現況調査の内容

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
振動				
既存資料調査	・振動の現況 ・発生源の状況	事業計画地周辺	最新の情報	・「尼崎の環境」(尼崎市) ・「環境白書」(兵庫県) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	・環境振動	3 地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 6-1 参照	休日・平日各 1 回 (24 時間)	・「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令第 58 号)に基づく道路交通振動の限度及び「JIS Z 8735 振動レベル測定方法」に準拠し、環境振動、道路交通振動を測定する。
	・道路交通振動 ・地盤卓越振動数	1 地点(主要走行ルートである尼崎港線道路沿道の地点) 図 6-1 参照		・マニュアルカウンターを用いて、車種分類別、時間別、方向別の交通量を計測する。
	・交通量			
悪臭				
既存資料調査	・悪臭の現況 ・気象 ・発生源の状況	事業計画地周辺	最新の情報	・「尼崎の環境」(尼崎市) ・「環境白書」(兵庫県) ・「過去の気象データ検索」(気象庁) ・土地利用現況図(国土地理院)
現地調査	・特定悪臭物質濃度 ・臭気指数	3 地点(事業計画地敷地境界及び事業計画地周辺の住居が存在する地点) 図 6-1 参照	夏季及び冬季 各 1 回	・悪臭防止法に基づく「特定悪臭物質の測定の方法」及び「嗅覚測定法マニュアル」(平成 8 年環境庁大気保全局大気生活環境室編集)に準拠し、採取、分析を行う。
廃棄物及び資源循環				
既存資料調査	・一般廃棄物 ・産業廃棄物 ・残土	事業計画地及び尼崎市内	最新の情報又は過去 5 年程度	・事業の実績データに基づく
地球温暖化				
既存資料調査	・温室効果ガスの排出状況	事業計画地及び尼崎市内	最新の情報又は過去 5 年程度	・事業の排出実績若しくは「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(令和 2 年、環境省)等に準拠し、事業の燃料消費、電力消費データから推計する。
景観				
既存資料調査	・代表的な眺望地点 ・重要な景観資源の分布状況	事業計画地周辺	最新の情報	・「ワンポイントお勧めマップーウォーキングで健康づくりー」(尼崎市)
現地調査	・主要な視点場からの景観の現況	5 地点(ウォーキングコース等の事業計画地が眺望可能な箇所) 図 6-1 参照	4 季 各 1 回	・現地踏査を行い、代表的な眺望地点を抽出・選定し、眺望景観の状況を写真撮影により把握する。

表 6-3(3) 現況調査の内容（参考項目：水質）

環境要素・調査項目		調査地域・地点	調査時期・頻度	調査方法(資料名)
水質				
既存資料調査	・水質の現況 ・発生源の状況	事業計画地周辺	最新の情報	・「尼崎市環境監視センター報」（尼崎市） ・「尼崎の環境」（尼崎市） ・土地利用現況図（国土地理院）
現地調査	・生活環境項目 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質濃度、溶存酸素量、大腸菌群数、全窒素（T-N）、全リン（T-P）、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、水温、透視度	2 地点（事業計画地からの放流河川における放流地点前後の 2 地点）図 6-1 参照	4 季 各 1 回	・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成 11 年、環境省告示第 68 号）に準拠し、採水、分析を行う。
	・健康項目 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1ジクロロエチレン、シス 1,2ジクロロエチレン、1,1,1 トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3 ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4 ジオキサン ・ダイオキシン類		夏季 各 1 回	



図 6-1 調査地点図

3.2 予測

本事業に係る環境影響の予測及び評価の手法は、技術指針に掲げられた手法を踏まえ、表 6-4(1)～(2)に示すとおりである。また、予測地点図は図 6-2 に示すとおりである。

表 6-4(1) 予測の内容

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
大気質					
工事中	・大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	工事用車両の走行に伴う排出ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度を予測する。
	・大気質 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質)	施設の稼働に伴う排出ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点及び最大着地濃度出現地点を含む範囲とする。 ※	施設の稼働が定常稼働となった時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度(年平均値)及び短期濃度(1時間値)を予測する。
供用	・大気質 (二酸化窒素、浮遊粒子状物質)	施設関連車両の走行に伴う排出ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	大気拡散計算(ブルームモデル・パフモデル等)により長期平均濃度を予測する。
騒音					
工事中	・道路交通騒音レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	(社)日本音響学会の「道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model 2018)」を用いて等価騒音レベル(L_{Aeq})を予測する。
	・施設騒音レベル	施設の稼働に伴う騒音レベル	敷地境界及び敷地境界周辺とする。 図 6-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	設備機器の位置、配置状況等を勘案し、面音源及び点音源の距離減衰式を用いて予測する。
供用	・道路交通騒音レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照		(社)日本音響学会の「道路交通騒音の予測モデル(ASJ RTN-Model 2018)」を用いて等価騒音レベル(L_{Aeq})を予測する。
振動					
工事中	・道路交通振動レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照	工事用車両の走行台数が最大となる時期	技術手法に基づき、旧建設省土木研究所の提案式を用いて振動レベルの 80%レンジ上端値(L_{10})を予測する。
	・施設振動レベル	施設の稼働に伴う振動レベル	敷地境界及び敷地境界周辺とする。 図 6-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	設備機器の位置、配置状況等を勘案し、振動源からの振動の伝搬理論式を用いて予測する。
供用	・道路交通振動レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。 図 6-2 参照		技術手法に基づき、旧建設省土木研究所の提案式を用いて振動レベルの 80%レンジ上端値(L_{10})を予測する。
悪臭					
供用	・特定悪臭物質 ・臭気濃度	施設の稼働に伴い発生する悪臭の程度	調査地点、敷地境界及び最大着地濃度出現地点とする。 図 6-2 参照	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生する特定悪臭物質、臭気濃度について、現有施設の調査結果、事業計画等に基づき把握する。

※実施計画書における施設の稼働に伴う排出ガス濃度に係る寄与濃度の概略予測結果は図 6-3 に示すとおりである。調査地域の設定の際、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」(平成 18 年 9 月 環境省)を参考に、最大着地濃度の約半分を影響範囲と想定した。
なお、評価書における予測結果では、年平均値及び高濃度となる気象条件(フュミゲーション)における最大寄与濃度出現距離(評価書本編「第 7 章 第 1 節 7.1 大気質」参照)は、概略予測結果の範囲である約 2km の半分を下回る。



図 6-2 予測地点図



図 6-3 実施計画書における煙突排出ガスに係る寄与濃度の概略予測結果と影響範囲

表 6-4(2) 予測の内容

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	予測時期	予測内容・方法
廃棄物					
工事中	・一般廃棄物 ・産業廃棄物 ・残土	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物等の種類及び性状別発生量	事業計画地内	工事期間中	工事の実施に伴い発生する廃棄物及び残土の発生量等を工事計画等に基づき把握する。
供用後	・一般廃棄物 ・産業廃棄物	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別の発生量を事業計画等に基づき把握する。
資源循環					
工事中	・廃棄物の再資源化 ・残土の再利用	施設の解体・建築に伴い発生する残土の発生量及び利用方法等並びに廃棄物等の再資源化量等	事業計画地内	工事期間中	工事の実施に伴い発生する廃棄物の再資源化量及び残土の有効利用量を工事計画等に基づき把握する。
供用後	・廃棄物の再資源化	施設の稼働に伴い再資源化する廃棄物の種類、性状別の方法及び量	事業計画地内	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い再資源化する廃棄物の種類及び性状別の発生量を事業計画等に基づき把握する。
地球温暖化					
供用後	・温室効果ガスの発生量	施設の供用に伴い発生する温室効果ガスの発生量	事業計画地内	施設の稼働が定常稼働となった時期	施設の稼働に伴い発生される二酸化炭素等の発生量を事業計画等に基づく燃料消費量及び計画ごみ処理量・計画ごみ質、エネルギー回収量より算定する。
景観					
存在	・自然的景観 ・文化的景観	代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点(現地調査を踏まえ、事業計画地を眺望できる地点を選定する) 図 6-2 参照	施設が存在する時期	施設の存在に伴う事業計画地周辺の代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度について、フォトモンタージュを作成して予測する。

3.3 評価

本事業に係る環境影響評価のために選定した項目に対する評価の手法は、技術指針に掲げられた内容を基に、以下に示すとおりとする。また、各環境影響評価項目の個別評価に係る内容については、表 6-5(1)～(3)に示すとおりである。

①個別評価

項目	評価の考え方
環境負荷影響の回避・低減に係る評価	実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境影響評価項目に係る環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
良好な環境の創造に係る評価	新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。
評価を行うに当たって、環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理し、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る基準が定められているものについても、当該基準との整合性が図られているか否かについて検討する。	

②総合評価

評価の考え方
個別評価の概要を一覧できるように整理し、対象事業等の実施による事業全体としての環境に及ぼす影響を把握することにより総合的に評価を行う。

表 6-5(1) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
大気質				
工事中	・大気質 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	工事用車両の走行に伴う排出ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準 ・「大気の汚染に係る環境基準について」に定める基準 ・「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」に定める基準 ・「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」に示す目標環境濃度 ・「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に示す指針値
	・大気質 （二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、有害物質）	施設の稼働に伴う排出ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点及び最大着地濃度出現地点とする。	
供用	・大気質 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	施設関連車両の走行に伴う排出ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	調査地点と同じ地点とする。	
騒音				
工事中	・道路交通騒音レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・本施設において定める自主基準値 ・「騒音に係る環境基準について」に定める基準
	・施設騒音レベル	施設の稼働に伴う騒音レベル	敷地境界及び敷地境界周辺とする。	
供用	・道路交通騒音レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	調査地点と同じ地点とする。	
振動				
工事中	・道路交通振動レベル	工事用車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・本施設において定める自主基準値 ・「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度
	・施設振動レベル	施設の稼働に伴う振動レベル	敷地境界及び敷地境界周辺とする。	
供用	・道路交通振動レベル	施設関連車両の走行に伴う道路交通振動レベル	調査地点と同じ地点とする。	

表 6-5(2) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
悪臭				
供用	・ 特定悪臭物質 ・ 臭気濃度	施設の稼働に伴い発生する悪臭の程度	調査地点、敷地境界及び最大着地濃度出現地点とする。	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「悪臭防止法」に定める基準 ・本施設において定める自主基準値
水質				
工事中	・ 水質（水の濁り（SS）、有害物質）	※1	※1	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。
供用後	・ 水質（水の汚れ（BOD）、水の濁り（SS）、富栄養化（T-P、T-N）、溶存酸素（DO）、有害物質、水素イオン濃度）	※1	※1	
地下水質				
工事中	・ 地下水質（有害物質）	※1	※1	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。
土壌汚染				
工事中	・ 土壌汚染の程度	※1	※1	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 環境負荷影響の回避・低減に係る適切な措置が検討されているか否かについて評価する。
廃棄物				
工事中	・ 一般廃棄物 ・ 産業廃棄物 ・ 残土	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物等の種類及び性状別発生量	事業計画地内	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
供用後	・ 一般廃棄物 ・ 産業廃棄物	施設の供用に伴い発生する廃棄物の種類及び性状別発生量	事業計画地内	

※水質、地下水質及び土壌汚染は保全措置項目であり、予測を実施しない。

表 6-5(3) 評価の内容（個別評価）

環境要素・予測項目		予測事項	予測地域・地点	評価の内容
資源循環				
工事中	・廃棄物の再資源化 ・残土の再利用	施設の解体・建築に伴い発生する廃棄物等の発生量及び利用方法等	事業計画地内	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す目標値等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)に掲げる目標値
	・廃棄物の再資源化	施設の稼働に伴い再資源化する廃棄物の種類、性状別の方法及び量	事業計画地内	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す目標値等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)に掲げる目標値 【良好な環境の創造に係る評価】 新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、以下の観点で、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。 ・ごみの焼却(減容化)による最終処分量の低減及び資源物の回収
地球温暖化				
供用後	・温室効果ガスの発生量	施設の供用に伴い発生する温室効果ガスの発生量	事業計画地内	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【良好な環境の創造に係る評価】 新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、以下の観点で、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。 ・ごみの焼却によるエネルギー回収
	・自然的景観 ・文化的景観	代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点(現地調査を踏まえ、事業計画地を眺望できる地点を選定する)	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能な範囲で、周辺地域の生活環境及び自然環境に配慮し、町並みとも調和した計画としているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す方針等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「尼崎市都市美形成計画～誇りと愛着と活力のある美しいまちのために～」(2011年、尼崎市)
景観				
存在	・自然的景観 ・文化的景観	代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点(現地調査を踏まえ、事業計画地を眺望できる地点を選定する)	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能な範囲で、周辺地域の生活環境及び自然環境に配慮し、町並みとも調和した計画としているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す方針等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「尼崎市都市美形成計画～誇りと愛着と活力のある美しいまちのために～」(2011年、尼崎市)
	・自然的景観 ・文化的景観	代表的な眺望点からの眺望景観の変化の程度	周辺の代表的な眺望点(現地調査を踏まえ、事業計画地を眺望できる地点を選定する)	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能な範囲で、周辺地域の生活環境及び自然環境に配慮し、町並みとも調和した計画としているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す方針等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 ・「尼崎市都市美形成計画～誇りと愛着と活力のある美しいまちのために～」(2011年、尼崎市)

第7章 環境影響評価の結果の概要

各環境影響評価項目についての調査、予測、環境保全措置・環境創造措置の検討及び評価の概要は、表 7-1～表 7-14 に示すとおりである。

表 7-1 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果	予 測 ・ 評 価 結 果 等																												
	環境要素の 区分	影響要因の 区分																														
大気質	大気質 （窒素酸化 物、浮遊粒 子状物質）	工事用車両 の走行	・ 大気質 ＜一般環境（4 季調査） 調査期間中の各地点における年平均値は、二酸化窒素が 0.015～0.016ppm、二酸化硫黄 が 0.001ppm、浮 遊 粒 子 状 物 質 が 0.017mg/m³ であり、全ての項目・期間・地点において環境基準を下回っていた。 塩化水素は、各地点の年平均値は0.001ppm未満であり、全地点で目標環境濃度を下回っていた。 ダイオキシン類の年平均値は 0.015～0.017pg-TEQ/m³ であり、全ての期間・地点において環境基準を下回っていた。 水銀は、各地点の年平均値は0.004μg/m³未満であり、全地点で指針値を下回っていた。 ＜沿道環境（4 季調査） 調査期間中の季節別の各地点における平均値は、二酸化窒素が0.019ppm、浮遊粒子状物質が0.018mg/m³であり、全地点で環境基準を下回っていた。 ・ 気象 ＜地上気象 事業計画地内における最多風向は北北東の風、風速の期間平均値は2.7m/s、日平均値の最高値は6.8m/s、静穏率は2.03%、日射量の期間平均値は0.17kW/m²、放射収支量の期間平均値は0.079 kW/m²、気温の期間平均値は17.9℃、湿度の期間平均値は64％であった。 風向は、冬季は西の風、春季は北北東の風、夏季は西南西の風、秋季は北北東の風が卓越していた。 	1.予測結果 工事用車両の走行に伴う寄与濃度の年平均値は二酸化窒素が0.000031ppm、浮遊粒子状物質が0.0000025mg/m³となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が0.019ppm、浮遊粒子状物質が0.018mg/m³となった。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・ 運搬車両台数の低減：掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。 ・ 車両の維持管理：工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、車両から発生する排出ガス等を適正に保つ。 ・ 運転手の教育・指導：工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。^{注)} ・ 自動車NOx・PM 法の排出基準適合車を使用：自動車NOx・PM 法の排出基準適合車を使用し、車両から発生する大気汚染物質の削減に努める。 注) 車両の運転手への指導内容については、環境保全措置として示した内容を指導に含めることとし、初回教育及びその後の定期的な教育を行うこととする。 3.評価結果 ・ 環境影響の回避・低減に係る評価 二酸化窒素の年平均値は、0.019ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は、0.018mg/m³ となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・ 環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 二酸化窒素の日平均値の年間98%値は、0.035ppm であり、環境保全目標値とした「0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下」を満足する値となる。 浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、0.045mg/m³であり、環境保全目標値とした「0.10mg/m³以下」を満足する値となる。 以上の結果より、工事用車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。 <table><tr><th colspan="7">＜工事用車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測・評価結果＞</th></tr><tr><th>項目</th><th>予測地点</th><th>寄与濃度 （工事用車両）</th><th>バックグラウンド濃度</th><th>予測結果 （年平均値）</th><th>日平均値の年間98%値又は 日平均値の年間2%除外値</th><th>環境保全目標値^{注)}</th></tr><tr><td>二酸化窒素（ppm）</td><td>県道57号尼崎港線 （中在家緑地入口）</td><td>0.000031</td><td>0.019</td><td>0.019</td><td>0.035</td><td>0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質（mg/m³）</td><td>県道57号尼崎港線 （中在家緑地入口）</td><td>0.0000025</td><td>0.018</td><td>0.018</td><td>0.045</td><td>0.10 以下</td></tr></table> 注)「二酸化窒素に係る環境基準について」および「大気の汚染に係る環境基準について」の環境基準の値を適用した。	＜工事用車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測・評価結果＞							項目	予測地点	寄与濃度 （工事用車両）	バックグラウンド濃度	予測結果 （年平均値）	日平均値の年間98%値又は 日平均値の年間2%除外値	環境保全目標値 ^{注)}	二酸化窒素（ppm）	県道57号尼崎港線 （中在家緑地入口）	0.000031	0.019	0.019	0.035	0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下	浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	県道57号尼崎港線 （中在家緑地入口）	0.0000025	0.018	0.018	0.045	0.10 以下
＜工事用車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測・評価結果＞																																
項目	予測地点	寄与濃度 （工事用車両）	バックグラウンド濃度	予測結果 （年平均値）	日平均値の年間98%値又は 日平均値の年間2%除外値	環境保全目標値 ^{注)}																										
二酸化窒素（ppm）	県道57号尼崎港線 （中在家緑地入口）	0.000031	0.019	0.019	0.035	0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下																										
浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	県道57号尼崎港線 （中在家緑地入口）	0.0000025	0.018	0.018	0.045	0.10 以下																										

表 7-2 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果		予 測 ・ 評 価 結 果 等																																																																																																																
	環境要素の 区分	影響要因の 区分																																																																																																																			
大気質	大気質 （二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀）	施設の稼働	(前ページ参照)	<長期平均濃度>	<施設の稼働に伴う大気質の予測・評価結果（長期平均濃度）> <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th rowspan="2">予測地点</th><th colspan="3">年平均値</th><th rowspan="2">日平均値^{注1)}</th><th rowspan="2">環境保全 目標値^{注2)}</th></tr><tr><th>寄与濃度 (A)</th><th>バックグラウ ンド濃度(B)</th><th>予測結果 (A)+ (B)</th></tr><tr><td rowspan="3">二酸化窒素 (ppm)</td><td>初島子ども広場</td><td>0.00028</td><td>0.015</td><td>0.015</td><td>0.031</td><td rowspan="3">0.04～ 0.06 までの ゾーン内又は それ以下</td></tr><tr><td>築地公園</td><td>0.000093</td><td>0.016</td><td>0.016</td><td>0.033</td></tr><tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.0015</td><td>0.016</td><td>0.018</td><td>0.035</td></tr><tr><td rowspan="3">二酸化硫黄 (ppm)</td><td>初島子ども広場</td><td>0.00016</td><td>0.001</td><td>0.001</td><td>0.004</td><td rowspan="3">0.04 以下</td></tr><tr><td>築地公園</td><td>0.000054</td><td>0.001</td><td>0.001</td><td>0.004</td></tr><tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.00090</td><td>0.001</td><td>0.002</td><td>0.005</td></tr><tr><td rowspan="3">浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td>初島子ども広場</td><td>0.00016</td><td>0.017</td><td>0.017</td><td>0.044</td><td rowspan="3">0.10 以下</td></tr><tr><td>築地公園</td><td>0.000052</td><td>0.017</td><td>0.017</td><td>0.044</td></tr><tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.00085</td><td>0.017</td><td>0.018</td><td>0.045</td></tr><tr><td rowspan="3">塩化水素 (ppm)</td><td>初島子ども広場</td><td>0.00041</td><td>0.001</td><td>0.001</td><td>－</td><td rowspan="3">0.02 以下</td></tr><tr><td>築地公園</td><td>0.00014</td><td>0.001</td><td>0.001</td><td>－</td></tr><tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.0022</td><td>0.001</td><td>0.003</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="3">ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)</td><td>初島子ども広場</td><td>0.0016</td><td>0.017</td><td>0.019</td><td>－</td><td rowspan="3">0.6 以下</td></tr><tr><td>築地公園</td><td>0.00052</td><td>0.015</td><td>0.016</td><td>－</td></tr><tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.0085</td><td>0.017</td><td>0.026</td><td>－</td></tr><tr><td rowspan="3">水銀 (μg/m³)</td><td>初島子ども広場</td><td>0.00047</td><td>0.004</td><td>0.004</td><td>－</td><td rowspan="3">0.04 以下</td></tr><tr><td>築地公園</td><td>0.00015</td><td>0.004</td><td>0.004</td><td>－</td></tr><tr><td>最大着地濃度地点</td><td>0.0026</td><td>0.004</td><td>0.007</td><td>－</td></tr></table>	項目	予測地点	年平均値			日平均値 ^{注1)}	環境保全 目標値 ^{注2)}	寄与濃度 (A)	バックグラウ ンド濃度(B)	予測結果 (A)+ (B)	二酸化窒素 (ppm)	初島子ども広場	0.00028	0.015	0.015	0.031	0.04～ 0.06 までの ゾーン内又は それ以下	築地公園	0.000093	0.016	0.016	0.033	最大着地濃度地点	0.0015	0.016	0.018	0.035	二酸化硫黄 (ppm)	初島子ども広場	0.00016	0.001	0.001	0.004	0.04 以下	築地公園	0.000054	0.001	0.001	0.004	最大着地濃度地点	0.00090	0.001	0.002	0.005	浮遊粒子状物質 (mg/m³)	初島子ども広場	0.00016	0.017	0.017	0.044	0.10 以下	築地公園	0.000052	0.017	0.017	0.044	最大着地濃度地点	0.00085	0.017	0.018	0.045	塩化水素 (ppm)	初島子ども広場	0.00041	0.001	0.001	－	0.02 以下	築地公園	0.00014	0.001	0.001	－	最大着地濃度地点	0.0022	0.001	0.003	－	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)	初島子ども広場	0.0016	0.017	0.019	－	0.6 以下	築地公園	0.00052	0.015	0.016	－	最大着地濃度地点	0.0085	0.017	0.026	－	水銀 (μg/m³)	初島子ども広場	0.00047	0.004	0.004	－	0.04 以下	築地公園	0.00015	0.004	0.004	－	最大着地濃度地点	0.0026	0.004	0.007	－
				項目				予測地点	年平均値				日平均値 ^{注1)}	環境保全 目標値 ^{注2)}																																																																																																							
						寄与濃度 (A)	バックグラウ ンド濃度(B)		予測結果 (A)+ (B)																																																																																																												
				二酸化窒素 (ppm)		初島子ども広場	0.00028	0.015	0.015	0.031	0.04～ 0.06 までの ゾーン内又は それ以下																																																																																																										
						築地公園	0.000093	0.016	0.016	0.033																																																																																																											
						最大着地濃度地点	0.0015	0.016	0.018	0.035																																																																																																											
				二酸化硫黄 (ppm)		初島子ども広場	0.00016	0.001	0.001	0.004	0.04 以下																																																																																																										
						築地公園	0.000054	0.001	0.001	0.004																																																																																																											
						最大着地濃度地点	0.00090	0.001	0.002	0.005																																																																																																											
				浮遊粒子状物質 (mg/m³)		初島子ども広場	0.00016	0.017	0.017	0.044	0.10 以下																																																																																																										
築地公園	0.000052	0.017	0.017		0.044																																																																																																																
最大着地濃度地点	0.00085	0.017	0.018		0.045																																																																																																																
塩化水素 (ppm)	初島子ども広場	0.00041	0.001	0.001	－	0.02 以下																																																																																																															
	築地公園	0.00014	0.001	0.001	－																																																																																																																
	最大着地濃度地点	0.0022	0.001	0.003	－																																																																																																																
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m³)	初島子ども広場	0.0016	0.017	0.019	－	0.6 以下																																																																																																															
	築地公園	0.00052	0.015	0.016	－																																																																																																																
	最大着地濃度地点	0.0085	0.017	0.026	－																																																																																																																
水銀 (μg/m³)	初島子ども広場	0.00047	0.004	0.004	－	0.04 以下																																																																																																															
	築地公園	0.00015	0.004	0.004	－																																																																																																																
	最大着地濃度地点	0.0026	0.004	0.007	－																																																																																																																
注1) 二酸化窒素は日平均値の年間 98%値を、二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質は日平均値の年間 2%除外値を示す。																																																																																																																					
注2) 環境基準が定められているものは「大気の汚染に係る環境基準について」または「二酸化窒素に係る環境基準について」における環境基準の値を、塩化水素については「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考とした値を、水銀については「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に示された有害大気汚染																																																																																																																					

表 7-3 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果		予 測 ・ 評 価 結 果 等
	環境要素の 区分	影響要因の 区分			
大気質	大気質 (二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀)	施設の稼働	(前ページ参照)	<短期濃度（1 時間値）>	
				1. 予測結果	
				・一般的な気象条件時	一般的な気象条件時の短期寄与濃度の最大値は煙突の風下約 580mの位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が [※] 0.053ppm、二酸化硫黄が [※] 0.006ppm、浮遊粒子状物質が [※] 0.078mg/m ³ 、塩化水素が [※] 0.003ppm、ダイオキシン類が [※] 0.032g-TEQ/m ³ 、水銀が [※] 0.007μg/m ³ となった。
				・上層逆転層発生時	上層逆転層発生時の短期寄与濃度の最大値は煙突の風下約 480m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が [※] 0.070ppm、二酸化硫黄が [※] 0.012ppm、浮遊粒子状物質が [※] 0.084mg/m ³ 、塩化水素が [※] 0.017ppm、ダイオキシン類が [※] 0.088pg-TEQ/m ³ 、水銀が [※] 0.024μg/m ³ となった。
				・接地逆転層崩壊時（フミゲーション発生時）	接地逆転層崩壊時（フミゲーション発生時）の短期寄与濃度の最大値は煙突の風下約 340m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が [※] 0.070ppm、二酸化硫黄が [※] 0.012ppm、浮遊粒子状物質が [※] 0.084mg/m ³ 、塩化水素が [※] 0.018ppm、ダイオキシン類が [※] 0.090pg-TEQ/m ³ 、水銀が [※] 0.024μg/m ³ となった。
				・フミゲーション発生時（内部境界層発生時）	フミゲーション発生時（内部境界層発生時）の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 600m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が [※] 0.068ppm、二酸化硫黄が [※] 0.011ppm、浮遊粒子状物質が [※] 0.083mg/m ³ 、塩化水素が [※] 0.016ppm、ダイオキシン類が [※] 0.081pg-TEQ/m ³ 、水銀が [※] 0.022μg/m ³ となった。
				・ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時	ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時の短期寄与濃度の最大値は、煙突の風下約 250m の位置に出現し、バックグラウンド濃度と短期寄与濃度の最大値を足し合わせた予測結果は二酸化窒素が [※] 0.064ppm、二酸化硫黄が [※] 0.010ppm、浮遊粒子状物質が [※] 0.081mg/m ³ 、塩化水素が [※] 0.012ppm、ダイオキシン類が [※] 0.065pg-TEQ/m ³ 、水銀が [※] 0.017μg/m ³ となった。
				2. 環境保全措置の検討	
				環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。	
				・排出ガスの処理、燃焼管理：高効率の排出ガス処理設備の採用及び焼却炉の適切な燃焼管理・監視を行い、排出ガス中の大気汚染物質に係る公害防止基準値を遵守するとともに、自主基準値より下の値を目安とした運転管理を行う。	
				・攪拌によるごみ質の均質化：ごみビット内でごみの混合・攪拌を可能な限り実施し、ごみ質を均質化する。	
				・排出ガス濃度等の情報公開：排出ガス濃度等の計測により適正な施設稼働を確認するとともに、情報公開によって一般市民が本施設の運転状況を確認できるようにする。	
				3. 評価結果	
				・環境影響の回避・低減に係る評価	
				調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う大気質への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。	
				・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価	
				施設の稼働に伴う二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、塩化水素、ダイオキシン類、水銀の1時間値の予測結果は右記に示すとおり、環境保全目標値を下回ることから、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。	

<施設の稼働に伴う大気質の予測・評価結果（1 時間値）>					
気 象 条 件	項 目	1 時 間 値		予 測 結 果 (A+B)	環 境 保 全 目 標 値 [※]
		寄与濃度 (A)	バックグラウンド濃度 (B)		
一般的な気象条件時	二酸化窒素（ppm）	0.0030	0.050	0.053	0.1 以下
	二酸化硫黄（ppm）	0.0010	0.005	0.006	0.1 以下
	浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	0.0010	0.077	0.078	0.20以下
	塩化水素（ppm）	0.0025	0.001	0.003	0.02以下
	ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.010	0.022	0.032	0.6 以下
	水銀（μg/m ³ ）	0.0030	0.004	0.007	0.04以下
上層逆転層発生時	二酸化窒素（ppm）	0.020	0.050	0.070	0.1 以下
	二酸化硫黄（ppm）	0.0066	0.005	0.012	0.1 以下
	浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	0.0066	0.077	0.084	0.20以下
	塩化水素（ppm）	0.016	0.001	0.017	0.02以下
	ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.066	0.022	0.088	0.6 以下
	水銀（μg/m ³ ）	0.020	0.004	0.024	0.04以下
接地逆転層崩壊時（フミゲーション発生時）	二酸化窒素（ppm）	0.020	0.050	0.070	0.1 以下
	二酸化硫黄（ppm）	0.0068	0.005	0.012	0.1 以下
	浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	0.0068	0.077	0.084	0.20以下
	塩化水素（ppm）	0.017	0.001	0.018	0.02以下
	ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.068	0.022	0.090	0.6 以下
	水銀（μg/m ³ ）	0.020	0.004	0.024	0.04以下
フミゲーション発生時（内部境界層発生時）	二酸化窒素（ppm）	0.018	0.050	0.068	0.1 以下
	二酸化硫黄（ppm）	0.0059	0.005	0.011	0.1 以下
	浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	0.0059	0.077	0.083	0.20以下
	塩化水素（ppm）	0.015	0.001	0.016	0.02以下
	ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.059	0.022	0.081	0.6 以下
	水銀（μg/m ³ ）	0.018	0.004	0.022	0.04以下
ダウンウォッシュ・ダウンドラフト発生時	二酸化窒素（ppm）	0.014	0.050	0.064	0.1 以下
	二酸化硫黄（ppm）	0.0046	0.005	0.010	0.1 以下
	浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	0.0043	0.077	0.081	0.20以下
	塩化水素（ppm）	0.011	0.001	0.012	0.02以下
	ダイオキシン類（pg-TEQ/m ³ ）	0.043	0.022	0.065	0.6 以下
	水銀（μg/m ³ ）	0.013	0.004	0.017	0.04以下

注）環境基準が定められているものは「大気の汚染に係る環境基準について」における環境基準の値を、短期高濃度時における二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康に係る判定条件等について」に示される短期暴露指針値の下限値を、塩化水素については「許容限度に関する委員会勧告」に示された労働環境濃度を参考とした値を、水銀については「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」に示された有害大気汚染物質に係る指針値をそれぞれ適用した。

表 7-4 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果	予 測 ・ 評 価 結 果 等																					
	環境要素の 区分	影響要因の 区分																							
大気質	大気質 （二酸化窒素、浮遊粒子状物質）	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	1.予測結果 施設関連車両の走行に伴う寄与濃度の年平均値は、二酸化窒素が 0.0000060ppm、浮遊粒子状物質が 0.00000064mg/m³となった。また、バックグラウンド濃度と寄与濃度を足し合わせた予測結果は、二酸化窒素が 0.019ppm、浮遊粒子状物質が 0.018mg/m³となった。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・車両の維持管理：施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、車両から発生する排出ガス等を適正に保つ。 ・運転手の教育・指導：施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。^{注)} 注) 車両の運転手への指導内容については、環境保全措置として示した内容を指導に含めることとし、初回教育及びその後の定期的な教育を行うこととする。 3.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果では、二酸化窒素の年平均値は 0.019ppm、浮遊粒子状物質の年平均値は 0.018mg/m³となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 二酸化窒素の日平均値の年間 98%値は、0.035ppm であり、環境保全目標値とした「0.04～0.06ppm のゾーン内又はそれ以下」を満足する値となる。 浮遊粒子状物質の日平均値の年間 2%除外値は、0.045mg/m³であり、環境保全目標値とした「0.10mg/m³以下」を満足する値となる。 以上の結果より、施設関連車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。 <施設関連車両の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測・評価結果> <table><tr><th>項目</th><th>予測地点</th><th>寄与濃度 (施設関連車両)^{注)}</th><th>バックグラウンド濃度</th><th>予測結果 (年平均値)</th><th>日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値</th><th>環境保全目標値^{注)}</th></tr><tr><td>二酸化窒素 (ppm)</td><td>県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)</td><td>0.0000060</td><td>0.019</td><td>0.019</td><td>0.035</td><td>0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下</td></tr><tr><td>浮遊粒子状物質 (mg/m³)</td><td>県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)</td><td>0.00000064</td><td>0.018</td><td>0.018</td><td>0.045</td><td>0.10 以下</td></tr></table> 注)：予測結果は、新施設の施設関連車両台数（年平均台数）に、搬入実績においてピークとなった月変動率を乗じた台数より計算したものである。表中に示す寄与濃度は、現地調査時の交通量より計算した寄与濃度からの増分を示す。	項目	予測地点	寄与濃度 (施設関連車両) ^{注)}	バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値	環境保全目標値 ^{注)}	二酸化窒素 (ppm)	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.0000060	0.019	0.019	0.035	0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下	浮遊粒子状物質 (mg/m³)	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.00000064	0.018	0.018	0.045	0.10 以下
項目	予測地点	寄与濃度 (施設関連車両) ^{注)}	バックグラウンド濃度	予測結果 (年平均値)	日平均値の年間 98%値又は 日平均値の年間 2%除外値	環境保全目標値 ^{注)}																			
二酸化窒素 (ppm)	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.0000060	0.019	0.019	0.035	0.04～0.06 のゾーン内 又はそれ以下																			
浮遊粒子状物質 (mg/m³)	県道 57 号 尼崎港線 (中在家緑地入口)	0.00000064	0.018	0.018	0.045	0.10 以下																			

表 7-5 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果	予 測 ・ 評 価 結 果 等																
	環境要素の 区分	影響要因の 区分																		
騒音	騒音	工事用車両 の走行	・環境騒音 事業計画地敷地境界では、等価騒音レベル（L_{Aeq}）は平日昼間が 69dB、平日夜間が 62B、休日昼間が 60dB、休日夜間が 59dB であった。 初島子ども広場では、等価騒音レベル（L_{Aeq}）は平日昼間が 44dB、平日夜間が 40dB、休日昼間が 36dB、休日夜間が 35dB であり、いずれも環境基準以下であった。 築地公園では、等価騒音レベル（L_{Aeq}）は平日昼間が 49dB、平日夜間が 44dB、休日昼間が 43dB、休日夜間が 36dB であり、いずれも環境基準以下であった。 ・道路交通騒音 県道 57 号 尼崎港線（中在家緑地入口）では、等価騒音レベル（L_{Aeq}）は平日昼間が 69dB、平日夜間が 64dB、休日昼間が 67dB、休日夜間が 64dB であり、いずれも環境基準以下であった。	1.予測結果 工事用車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、工事用車両を付加した騒音レベルが 68～69 dB となった。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・運搬車両台数の低減：掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。 ・車両の維持管理：工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な騒音の発生を防止する。 ・運転手の教育・指導：工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。^{注)} 注) 車両の運転手への指導内容については、環境保全措置として示した内容を指導に含めることとし、初回教育及びその後の定期的な教育を行うこととする。 3.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果は、工事用車両を付加した騒音レベルが 68～69dB となり、工事用車両による増加分が 0～1dB となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 予測結果は、工事用車両を付加した騒音レベルが 68～69dB であり、環境保全目標値とした「70dB」を満足する値となった。 以上の結果より、工事用車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。																
		施設の稼働	1.予測結果 施設の稼働に伴う騒音レベルの予測結果は、南東側敷地境界で 58dB（L_{A5}）となった。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・騒音発生機器の配慮：低騒音型の設備機器を採用し、必要に応じて排風機・ブロワ等への消音器取付等を検討する。また、特に大きな音の発生する設備機器は、必要に応じ、防音構造の室内に設置する。 ・設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検及び異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。 3.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果は、南東側敷地境界で 58dB（L_{A5}）となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 予測結果は、南東側敷地境界で 58dB（L_{A5}）であり、環境保全目標値とした「60dB」を満足する値となった。 以上の結果より、施設の稼働に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。	＜工事用車両の走行に伴う道路交通騒音（L_{Aeq}）の予測・評価結果＞ [単位：dB] <table><tr><th>区分</th><th>予測地点</th><th>現況騒音レベル</th><th>予測結果^{注1)}</th><th>環境保全目標値^{注2)}</th><th>工事用車両による増加分^{注1)}</th></tr><tr><td>平日</td><td>県道 57 号尼崎港線（中在家緑地</td><td>69</td><td>69</td><td>70</td><td>0</td></tr><tr><td>休日</td><td>入口）</td><td>67</td><td>68</td><td>70</td><td>1</td></tr></table> 注 1) 環境基準との比較のため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月、環境省）に準拠し、小数第一位を四捨五入して整数値としている。 注 2) 「騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する地域）」の値を適用した。	区分	予測地点	現況騒音レベル	予測結果 ^{注1)}	環境保全目標値 ^{注2)}	工事用車両による増加分 ^{注1)}	平日	県道 57 号尼崎港線（中在家緑地	69	69	70	0	休日	入口）	67	68
区分	予測地点	現況騒音レベル	予測結果 ^{注1)}	環境保全目標値 ^{注2)}	工事用車両による増加分 ^{注1)}															
平日	県道 57 号尼崎港線（中在家緑地	69	69	70	0															
休日	入口）	67	68	70	1															

表 7-6 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果	予 測 ・ 評 価 結 果 等			
	環境要素の 区分	影響要因の 区分					
騒音	騒音	施設関連車両の走行	(前ページ参照)	1.予測結果 施設関連車両の走行に伴う騒音レベルの予測結果は、施設関連車両を付加した騒音レベルが 64～69dB となった。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・車両の維持管理：施設関連車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な騒音の発生を防止する。 ・運転手の教育・指導：施設関連車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。^{注)} 注) 車両の運転手への指導内容については、環境保全措置として示した内容を指導に含めることとし、初回教育及びその後の定期的な教育を行うこととする。 3.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果は、施設関連車両を付加した騒音レベルが昼間 67～69dB、夜間 64dB となり、施設関連車両による増加分が 0dB となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 予測結果は、施設関連車両を付加した騒音レベルが昼間 67～69dB、夜間 64dB であり、環境保全目標値とした昼間「70dB」、夜間「65dB」を満足する値となった。 以上の結果より、施設関連車両の走行に伴う騒音の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。			

<施設関連車両の走行に伴う道路交通騒音（ L_{Aeq} ）の予測・評価結果>

[単位：dB]

区分 ^{注1)}		予測地点	現況騒音 レベル	予測結果 ^{注2、3)}	環境保全 目標値 ^{注4)}	施設関連車両 による増加分 ^{注2、3)}
平日	昼間	県道 57 号尼崎 港線（中在家緑 地入口）	69	69	70	0
	夜間		64	64	65	0
休日	昼間		67	67	70	0
	夜間		64	64	65	0

注 1) 時間区分は次のとおりとする。

昼間：6 時～22 時、夜間：22 時～翌日の 6 時

注 2) 環境基準との比較のため、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」（平成 27 年 10 月、環境省）に準拠し、小数第一位を四捨五入して整数値としている。

注 3) 予測結果は、搬入実績を参考に月変動率及び曜日変動率を考慮した概ねピークとなる月及び曜日を想定した施設関連車両台数より計算したものである。

注 4) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する地域）の値を適用した。

7-7

表 7-7 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果	予 測 ・ 評 価 結 果 等	
	環境要素の 区分	影響要因の 区分			
振動	振動	工事用車両 の走行	・環境振動 事業計画地敷地境界では、振動レベル（L_{10}）は平日昼間が 46dB、平日夜間が 41dB、休日昼間が 36dB、休日夜間が 34dB 未満であった。 初島子ども広場では、振動レベル（L_{10}）は平日昼間が 34dB、平日夜間が 26dB、休日昼間が 26dB、休日夜間が 22dB であり、いずれも規制基準値以下であった。 築地公園では、振動レベル（L_{10}）は平日昼間が 34dB、平日夜間が 22dB、休日昼間が 32dB、休日夜間が 30dB であり、いずれも規制基準値以下であった。 ・道路交通振動 県道 57 号 尼崎港線（中在家緑地入口）では、振動レベル（L_{10}）は	1.予測結果 工事用車両の走行に伴う振動レベルの予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 42～46dB となった。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・運搬車両台数の低減：掘削に伴い発生する土砂は、可能な限り事業計画地内で再利用し、周辺道路を走行する工事用車両の台数を低減する。 ・車両の維持管理：工事用車両は点検・整備に努めて良好な状態で使用し、過剰な振動の発生を防止する。 ・運転手の教育・指導：工事用車両の走行に当たっては、積載量及び走行速度等の交通法規を遵守し、アイドリングストップの励行及び空ぶかしを行わない等、運転手の教育・指導を実施する。^{注)} 注) 車両の運転手への指導内容については、環境保全措置として示した内容を指導に含めることとし、初回教育及びその後の定期的な教育を行うこととする。 3.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 42～46dB となり、工事用車両による増加分が 0～2dB となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 予測結果は、工事用車両を付加した振動レベルが 42～46dB であり、環境保全目標値とした「70dB」を満足する値となった。 以上の結果より、工事用車両の走行に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。	
		施設の稼働	平日昼間が 45dB、平日夜間が 41dB、休日昼間が 43dB、休日夜間が 39dB で、いずれも要請限度値以下であった。 ・地盤卓越振動数 県道 57 号 尼崎港線（中在家緑地入口）の地盤卓越振動数は 12. 6Hz であり、軟弱地盤であった。	1.予測結果 施設の稼働に伴う振動レベルの予測結果は、敷地境界（西側敷地境界）で 59dB（L_{10}）となった。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・振動発生機器の配慮：低振動型の設備機器を採用し、また、特に大きな振動源となる設備機器は、必要に応じて独立基礎又は防振装置を設置する。 ・設備機器の維持管理：定期的な設備機器等の点検及び異常が確認された機器類の修理・交換等、適切な維持管理を行う。 3.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 予測結果は、敷地境界（西側敷地境界）で 59dB（L_{10}）となるため、環境に及ぼす影響の程度は小さいと予測され、また、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 予測結果は、敷地境界（西側敷地境界）で 59dB（L_{10}）であり、環境保全目標値とした「60dB」を満足する値となった。 以上の結果より、施設の稼働に伴う振動の予測結果は、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。	

<工事用車両の走行に伴う道路交通振動（ L_{10} ）の予測・評価結果>
[単位：dB]

区分	予測地点	現況振動 レベル ^{注1)}	予測結果 ^{注3)}	環境保全 目標値 ^{注2)}	工事用車両に よる増加分 ^{注3)}
平日	県道 57 号 尼崎港線	44	46	70	2
休日	(中在家緑地入口)	42	42	70	0

注 1) 現況振動レベルは、予測結果が最大となる時間帯（17：00～18：00）の振動レベルの実測値を示す。
注 2) 「道路交通振動の要請限度」の第 2 種区域の値を適用した。
注 3) 要請限度との比較のため、「道路交通振動測定マニュアル」（令和 4 年 6 月、環境省）に準拠し、小数第一位を四捨五入して整数値としている。

<施設の稼働に伴う振動レベルの予測・評価結果（最大地点）>
[単位：dB]

最大となる地点	振動レベル（ L_{10} ）	環境保全目標値（ L_{10} ）
西側敷地境界	59	60

注) 昼間（8：00～19：00）及び夜間（19：00～翌 8：00）の公害防止基準は 60dB である。

表 7-9 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果	予 測 ・ 評 価 結 果 等
	環境要素の 区分	影響要因の 区分		
水質	水質 （水の濁り、有害物質）	施設の解体・建築	<生活環境項目> 4 季を対象に河川水質調査を行った結果、調査地点 2 地点において、浮遊物質量は 1～5mg/L、全窒素は 1.4～3.0mg/L、全リンは 0.045～0.076mg/L、全亜鉛は 0.005～0.021mg/L の範囲であった。 水素イオン濃度、溶存酸素量（DO）及び全窒素で環境基準の超過が見られた。	1.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・工事排水の処理：掘削により発生する湧水等については、濁水となる可能性があることから、湧水の水質に応じた仮設沈砂池等の排水処理を実施し、水質汚濁防止法に準じた水質以下として排水する。 ・定期的な処理水の計測：処理水は定期的に計測し、処理の状況を把握する。 2.評価結果 ・ 環境影響の回避・低減に係る評価 前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う水質（水の濁り、有害物質）への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。
	水質（水の汚れ等）	施設の稼働	が、その他の項目に関しては環境基準を下回っていた。 <健康項目及びダイオキシン類> 夏季を対象に河川水質調査を行った結果、調査地点 2 地点において、ふっ素及びほう素において環境基準の超過が見られたが、その他の項目に関しては環境基準を下回っていた。	1.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・施設排水の処理：生活排水及びプラント排水については、高度処理技術の導入等、適切な措置を講じるとともに、排水水質濃度を水質汚濁防止法及び兵庫県条例で定められた基準及び現有施設の基準値以下とする。 ・施設排水の低減：現有施設で湿式処理としていた排出ガスの処理を乾式処理とすることで排水量を低減し、排水量は最大でも現有施設（届出値：最大約800m³/日）の約1/10以下（約60m³/日）として、公共用水域への放流量を低減する。 ・定期的な処理水の計測：排水量及び水質については、定期測定を実施し、今後法令に基づき届出を行う水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の届出値を上回らないよう管理を続ける。 2.評価結果 ・ 環境影響の回避・低減に係る評価 前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う水質（水の汚れ等）への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。
地下水質	地下水質	施設の解体・建築	本事業は、工事の実施において土壌汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定した。そのため、予測を行わずに環境保全措置を検討することで評価を実施した。	1.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・鋼矢板等の設置による遮水又は地下水位を管理しながら掘削：掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。 ・ケーシング杭等の併用：準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。 ・掘削量の最小化による汚染の拡散リスクの低減：地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化して、汚染の拡散リスクの低減を図る。 2.評価結果 ・ 環境影響の回避・低減に係る評価 前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う地下水質への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。
土壌汚染	土壌汚染	施設の解体・建築	本事業は、工事の実施において土壌汚染対策法に基づく適切な措置を行うため、保全措置項目として選定した。そのため、予測を行わずに環境保全措置を検討することで評価を実施した。	1.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・鋼矢板等の設置による遮水又は地下水位を管理しながら掘削：掘削の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、鋼矢板その他の遮水性を有する構造物を準不透水層まで設置、又は掘削範囲内に設けた釜場からの排水によって地下水位を低下させて観測井戸による地下水位の管理を行いながら帯水層へ接しない状況で掘削を進める。 ・掘削量の最小化による汚染の拡散リスクの低減：地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化し、汚染の拡散リスクの低減を図る。 ・掘削土の飛散防止・流出防止：掘削土は、可能な限り埋戻土等で場内利用を行い、仮置きの際は土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、飛散防止・流出防止等の対策を実施する。 ・ケーシング杭等の併用：準不透水層を貫通するような杭工事の際は、土壌汚染対策法ガイドラインに準拠し、ケーシングの併用等を実施する。 ・土壌（粉じん）の飛散防止：敷地境界には防塵ネット又は仮囲いを設置し、敷地外への飛散防止を図る。 ・既存表土の被覆：構内道路下はアスファルト舗装、緑地下は表層50cmの清浄土による覆土を実施する。 2.評価結果 ・ 環境影響の回避・低減に係る評価 前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う土壌汚染の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。

表 7-10 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果	予 測 ・ 評 価 結 果 等
	環境要素の 区分	影響要因の 区分		
廃棄物	廃棄物	施設の解体・建築	＜一般廃棄物＞ ①尼崎市における一般廃棄物 令和元年度のごみ総排出量は153,347t、資源化量は13,638t、リサイクル率は12.59%であった。 ②現有施設における焼却量等 現有施設（クリーンセンター第1工場・クリーンセンター第2工場の合計）の焼却量は134,088t/年、合計焼却灰量が15,412t/年、飛灰処理物量が3,207t/年、灰資源化量が114t/年、縮減率が14%であった。 ③現有施設等における一般廃棄物（可燃ごみ） 現有施設の一般廃棄物量は、2.97t/年であった。 ＜産業廃棄物＞ ①尼崎市における産業廃棄物 平成30年度に発生した産業廃棄物の総排出量は2,734千t（推計値）であり、このうち2,468千t（90.3%）が中間処理によって減量され、213千t（7.8%）が再生利用、残りの53千t（1.9%）が埋め立て処分されている。 ②現有施設における産業廃棄物 現有施設の発生量は307.34t/年であった。 ＜最終処分場の規模＞ 尼崎沖埋立処分場の面積は113ha、埋立容量は1,600万m³、泉大津沖埋立処分場の面積は203ha、埋立容量は3,100万m³、神戸沖埋立処分場の面積は88ha、埋立容量は1,500万m³、大阪沖埋立処分場の面積は95ha、埋立容量は1,400万m³である。 ＜残土（建設発生土）の処理体系等＞ 平成30年度における全国の建設発生土有効利用率は79.8%であった。	1.予測結果 ＜建設工事に伴う一般廃棄物＞ 本事業の工事中における延べ作業員数は、施工計画から230,000人と想定した。また、メーカーヒアリング資料に基づく一般廃棄物原単位（0.4kg/人）より、工事中に発生する一般廃棄物量は92.0tと予測した。 ＜現有施設等の解体に伴う産業廃棄物＞ 現有施設等の解体に伴うコンクリート塊、金属くず等は58,708t発生すると予測した。廃棄物の種類別の発生量は、コンクリート塊51,000t、アスファルト・コンクリート塊1,300t、木くず19.2t、金属くず5,200t、蛍光灯類0.7t、廃石膏ボード660t、廃プラスチック類44t、混合廃棄物234t、陶磁器くず250tと予測した。また、特別管理産業廃棄物はダイオキシン類含有物が120m³、廃石綿含有物が320m³、建設汚泥が200m³発生すると予測した。 ＜建築工事に伴う産業廃棄物＞ 建設混合廃棄物の発生量は、建築工事全体の合計で419.4tが発生すると予測した。廃棄物の種類別の発生量は、コンガラが100.7t、アスコンが25.2t、ガラス陶磁器が16.8t、廃プラが25.2t、金属くずが16.8t、木くずが41.9t、紙くずが16.8t、石膏ボードが29.4t、その他が25.2t、混合廃棄物が121.6tと予測した。 ＜建設工事に伴う残土（建設発生土）＞ 建設工事に伴う建設発生土は32,000m³発生し、場内では解体工事に伴い19,000m³の搬入土が発生すると予測した。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 - 建設工事に伴う一般廃棄物の発生抑制：建設作業員等により発生する一般廃棄物は、紙ごみの分別徹底、食品ロスの削減等の指導を実施し、発生量の低減に努める。 - 建設工事に伴う産業廃棄物の適正な処理：現有施設等の解体及び建築工事に伴って発生する産業廃棄物は、産業廃棄物処理業者へ委託し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の処理基準及び建設廃棄物処理指針」に基づき適正に処理する。 - 建設工事に伴う特別管理産業廃棄物の適正な処理：現有施設の解体に伴って発生するダイオキシン類含有物及び廃石綿等は、産業廃棄物処理業者へ委託し、特別管理産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の処理基準に従って適正に処理する。 - 掘削量の最小化による建設発生土の発生抑制：地下構造物のコンパクト化等を図り、掘削量を極力最小化することで、建設発生土の発生を抑制できる。 3.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う廃棄物の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。
		施設の稼働	1.予測結果 ＜ごみの焼却に伴う廃棄物（焼却灰、飛灰）＞ 新施設では119,693t/年の廃棄物を焼却する計画であり、それに伴い焼却灰15,000t/年、飛灰処理物7,000t/年が発生すると予測した。 ＜施設の運営に伴い発生する一般廃棄物＞ 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の発生量は可燃ごみ1.66t/年、不燃ごみ0.86t/年の合計2.52t/年と予測した。 ＜施設の稼働に伴う産業廃棄物＞ 施設の稼働に伴う産業廃棄物（汚泥）の発生量は280.98t/年と予測した。 なお、発生する産業廃棄物（汚泥）は、現有施設と同様に場内にて焼却処理する計画である。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 - ごみの焼却に伴う廃棄物（焼却灰、飛灰）の適正な処理：ごみの焼却に伴う廃棄物（飛灰）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、薬剤による安定化処理を行ったうえで大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適正に処分を行う。また、焼却灰の一部を灰資源化（エコセメント）し、資源化できなかった焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、適正に処分を行う。 - 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の低減：施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、紙ごみの分別徹底、食品ロスの削減等の指導を実施し、発生量の低減に努める。 - 施設の稼働に伴い発生する産業廃棄物の焼却処理：施設の稼働に伴い発生する汚泥は焼却処理し、減容化する。 3.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う廃棄物の影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。	

表 7-11 環境影響評価の一覧

環境要素の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等
	環境要素の区分	影響要因の区分		
資源循環	資源循環	施設の解体・建築	<一般廃棄物> ①尼崎市における一般廃棄物 廃棄物と同様である。 ②現有施設等における一般廃棄物 現有施設のごみの破碎・選別の処理量は破碎施設 3,120t/年、選別施設 5,570t/年であり、処理に伴い発生する鉄類等の再生利用量は、破碎施設で鉄類 784t/年、アルミ類 32t/年、その他非鉄 13t/年、選別施設でガラス 2,331t/年、鉄類 348t/年、アルミ類 132t/年、その他非鉄 1,281t/年となる。 <産業廃棄物> ①尼崎市における産業廃棄物 廃棄物と同様である。 ②現有施設における産業廃棄物 廃棄物と同様である。 <最終処分場の規模> 廃棄物と同様である。 <残土（建設発生土）の処理体系等> 廃棄物と同様である。	1.予測結果 <建設工事に伴う一般廃棄物> 工事中に発生する一般廃棄物量は 92.0t であり、再資源化量は 11.58t、最終処分量は 80.42t と予測した。 <現有施設等の解体に伴う産業廃棄物> 現有施設等の解体に伴いコンクリート塊、金属くず等は 58,708t 発生し、再資源化量は 58,009t、最終処分量は 699t と予測した。これらの廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、再利用、再資源化できない廃棄物については、専門業者に委託し、適正に処理する。 現有施設の解体に伴いダイオキシン類含有物が 120m³、廃石綿含有物が 320m³ 発生すると予測した。これらは特別管理産業廃棄物として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」（令和3年3月、環境省環境再生・資源循環局）に基づき、密閉容器等で運搬し、埋立処分する。また、現有施設の解体に伴う建設汚泥は 200m³ 発生すると予測した。建設汚泥は、ダイオキシン類濃度を踏まえ、処理を実施することとなるが、全量が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定されるダイオキシン類濃度を超えた場合を想定し、全量を特別管理産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、密閉容器等で運搬し、埋立処分する。 <建築工事に伴う産業廃棄物> 建設工事に伴う産業廃棄物は 419.4t 発生し、再資源化量は 300.5t、最終処分量は 118.9t になると予測した。 これらの廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、再利用、再資源化できない廃棄物については、専門業者に委託し、適正に処理する。 <建設工事に伴う残土（建設発生土）> 建設発生土は 32,000m³ 発生し、場内では解体工事に伴い 19,000m³ の搬入土が発生すると予測した。また、発生した建設発生土は 22,000m³ を場内で埋め戻す計画であるため、残土として 10,000m³ が発生すると予測した。
			2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・建設工事に伴う一般廃棄物の再資源化の促進：建設作業員等により発生する一般廃棄物は、分別回収するように建設作業員等への指導を実施し、再資源化を促進する。 ・建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化の促進：現有施設等の解体及び建築工事に伴って発生する産業廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等に基づき、積極的な分別によって、削減(リデュース)、再使用(リユース)、再資源化(リサイクル)の促進及び再資源化率の低い混合廃棄物の発生抑制に努める。 ・再生資材の利用：建設工事において、可能な限り再資源化された建設資材を利用する。 ・木くずの再資源化の向上：木くずについては、可能な限り再資源化施設へ搬出し、再資源化の向上に努める。 ・廃プラスチック類の再資源化の向上：廃プラスチック類については、リサイクル関連の法令・計画等を踏まえつつ、既存データである再資源化約6割以上の処理業者へ委託を心掛け、廃プラスチック類の再資源化の向上に努める。 ・建設発生土の再利用：建設発生土は可能な限り埋戻土として場内で再利用し、搬入土を抑制する。 3.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う資源循環への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 建設工事に伴う一般廃棄物の再資源化率は、令和元年度の尼崎市のリサイクル率の実績値である 12.59%を用いており、目標値である 22%を下回る。工事の際は建設作業員等へ分別回収するよう指導を実施し、再資源化を促進する。 建設工事に伴う産業廃棄物の再資源化率は、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は 99.6%、木くず（建設発生木材）は 95.1%であり、目標値を上回る。木くずについては、可能な限り再資源化施設へ搬出し、再資源化率の向上に努める。 ・良好な環境の創造に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境創造措置の検討結果を踏まえると、施設の解体・建築に伴う資源循環への影響は、前項の環境創造措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で良好な環境の創造が図られているものと評価した。	

＜建設工事に伴う産業廃棄物の評価結果＞				
	廃棄物発生量（t）	再資源化量（t）	再資源化率 ^{注1)}	目標値 ^{注2)}
コンクリート塊	51,101	50,897	99.6%	99%
アスファルト・コンクリート塊	1,325	1,320	99.6%	99%
木くず（建設発生木材） ^{注1)}	61.1	58.1（57.2）	95.1%（93.6%）	95%

注1) 木くずの再資源化量については、「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)」の目標値を達成するよう可能な限り木くずの再資源化に努めることとし、木くずの再資源化率を95.1%として算出した。括弧内の数字は前掲表 7.9-7 に示す再資源化率 86.5%を適用した場合の再資源化量及び再資源化率を示す。

注2) 「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)に掲げられている再資源化率を示す。

＜建設工事に伴う産業廃棄物の評価結果＞				
	廃棄物発生量 (t)	再資源化量 (t)	再資源化率 ^{注1)}	目標値 ^{注2)}
コンクリート塊	51,101	50,897	99.6%	99%
アスファルト・コンクリート塊	1,325	1,320	99.6%	99%
木くず [※] （建設発生木材） ^{注1)}	61.1	58.1 (57.2)	95.1% (93.6%)	95%

注 1) 木くずの再資源化量については、「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成 30 年 8 月、兵庫県)」の目標値を達成するよう可能な限り木くずの再資源化に努めることとし、木くずの再資源化率を 95.1%として算出した。括弧内の数字は前掲表 7.9-7 に示す再資源化率 86.5%を適用した場合の再資源化量及び再資源化率を示す。

注 2) 「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成 30 年 8 月、兵庫県)に掲げられている再資源化率を示す。

表 7-12 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果	予 測 ・ 評 価 結 果 等
	環境要素の 区分	影響要因の 区分		
資源循環	資源循環	施設の稼働	(前ページ参照)	1.予測結果 <ごみの焼却に伴う一般廃棄物（焼却灰、飛灰）> 新施設では119,693t/年の廃棄物を焼却する計画であり、それに伴い焼却灰15,000t/年、飛灰処理物7,000t/年が発生すると予測した。また、灰資源化量は100t/年とする計画であり、縮減率は18.5%になると予測した。 焼却灰・飛灰については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、薬剤による安定化処理を行ったうえで、大阪湾広域臨海環境整備センター（最終処分場）に搬入し、処分を行うことから、適正に処理することができるものと予測した。 <ごみの破碎・選別に伴う一般廃棄物（鉄類、アルミ類等）> 新施設では破碎施設で3,530t/年を処理する計画であり、それに伴い鉄類を682t/年、アルミ類を35t/年、その他非鉄を17t/年を再生利用すると予測した。また、選別施設で5,570t/年を処理する計画であり、それに伴いガラス2,547t/年、鉄類384t/年、アルミ類112t/年、その他非鉄1,245t/年を再生利用すると予測した。 <施設の運営に伴い発生する一般廃棄物> 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の発生量は可燃ごみ1.66t/年、不燃ごみ0.86t/年の合計2.52t/年と予測した。可燃ごみは焼却処理するため、その焼却灰等量は0.31t/年となり、最終処分量は0.31t/年となる。また、不燃ごみは再生利用後、焼却処理するため、その再生利用量は0.48t/年、焼却処理量は0.38t/年、最終処分量は0.07t/年となる。 <施設の稼働に伴う産業廃棄物> 施設の稼働に伴う産業廃棄物（汚泥）の発生量は280.98t/年と予測した。 なお、発生する産業廃棄物（汚泥）は、現有施設と同様に場内にて焼却処理する計画である。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 - ごみの分別の推進：市民への周知等を行い、ごみの分別回収を推進することで、再資源化を促進する。 - 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の再資源化の促進：施設の運営に伴い発生する一般廃棄物は、分別回収を推進し、再資源化を促進する。 3.環境創造措置の検討 施設の稼働に伴う資源循環への影響（供用）による新たな環境の創造について、実行可能な範囲内で検討を行った環境創造措置の内容は以下に示すとおりである。 - 焼却灰の再資源化：ごみの焼却に伴う焼却灰は、一部を灰資源化（エコセメント）する。 - ごみの破碎・選別に伴う鉄類等の再資源化：ごみの破碎・選別に伴って発生する鉄類等は再生利用する。 - 施設排水の再利用：焼却施設及びリサイクル施設の排水は可能な限り施設内で再利用し、水道使用量を低減する。 4.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う資源循環への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 施設の運営に伴い発生する一般廃棄物の再資源化率は、目標値である22%を下回る。施設の運営の際は、分別回収を推進し、再資源化を促進する。 ・良好な環境の創造に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境創造措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う資源循環への影響は、前項の環境創造措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で良好な環境の創造が図られているものと評価した。

＜施設の運営に係る一般廃棄物の評価結果＞			
可燃ごみ及び不燃ごみ量（t）	再資源化量（t）	再資源化率	目標値 ^{注)}
2.52	0.48	19.2%	22%

注)「兵庫県廃棄物処理計画～循環型社会を目指して～」(平成30年8月、兵庫県)に掲げられている平成37年度(令和7年度)における一般廃棄物の再生利用率の目標値を示す。

表 7-13 環境影響評価の一覧

環 境 要 素 の 区 分	項 目		調 査 結 果	予 測 ・ 評 価 結 果 等																																																					
	環境要素の 区分	影響要因の 区分																																																							
地球温 暖化	地球温暖化	施設の稼働	＜尼崎市における温室効果ガスの排出状況> 令和元年の排出量は 247.1 万 t-CO₂（速報値）であり、基準年（平成 25 年）の 350.2 万 t-CO₂ から 29.5%減少している。 ＜尼崎市における二酸化炭素排出量の削減目標> 平成 31 年 3 月に策定された「尼崎市地球温暖化対策推進計画」（平成 31 年 3 月、尼崎市）によると、目標として、「平成 42 年度（令和 12 年度）の二酸化炭素排出量を平成 25 年度比で 28%以上削減」を掲げている。 ＜事業による温室効果ガスの排出状況> ①燃料消費による温室効果ガス 現有施設（クリーンセンター第 1 工場・大高洲庁舎・クリーンセンター第 2 工場・資源リサイクルセンターの合計）における、燃料消費による温室効果ガスの排出量の算定結果は、灯油が 298.24 t-CO₂/年、LPG が 0.02 t-CO₂/年、電力が 12156.80 t-CO₂/年、都市ガスが 296.60 t-CO₂/年、軽油が 21.43 t-CO₂/年となる。 ②ごみの焼却による温室効果ガス 現有施設（クリーンセンター第 1 工場・クリーンセンター第 2 工場の合計）における、ごみの焼却による温室効果ガスの排出量の算定結果を以下に示す。 【二酸化炭素（CO₂）】 廃プラスチックは 66,967.71 t-CO₂/年、合成繊維は 6,240.23 t-CO₂/年となる。 【一酸化二窒素（N₂O）】 190.07 t-CO₂/年となる。 【メタン（CH₄）】 37.96 t-CO₂/年となる。	1.予測結果 新施設から直接排出される温室効果ガスは 60,710 t-CO₂/年、施設外で間接的に排出される温室効果ガスは 9,093 t-CO₂/年、合計で 69,803 t-CO₂/年の温室効果ガスが排出されると予測した。この合計排出量は、尼崎市全体の 2019 年度の温室効果ガス排出量 247 万 t-CO₂/年（速報値）の 3%以下である。また、新施設の発電による電力の一部は施設内で使用する計画であり、間接的に化石燃料の消費削減に寄与すると考えられる温室効果ガスの削減量は 37,697 t-CO₂/年と、新施設からの間接排出量を上回る削減量になると予測した。 現有施設から直接排出される温室効果ガスは 76,093 t-CO₂/年、施設外で間接的に排出される温室効果ガスは 12,157 t-CO₂/年、合計で 88,250 t-CO₂/年の温室効果ガスが排出されていると算出した。 なお、発電分を考慮すると、ごみの焼却を含む場合で現有施設の 66,701 t-CO₂/年から新施設の 32,106 t-CO₂/年へと 34,596 t-CO₂/年が減少、ごみの焼却を除く場合で現有施設の-8,775 t-CO₂/年から新施設の-28,487 t-CO₂/年へと 19,711 t-CO₂/年が減少すると予測した。 2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・燃料使用量の削減：ごみ焼却によって発生する廃熱は、発電の他、場内の給湯等にも利用し、燃料使用量の削減に努める。 ・電力使用量の削減：照明のLED化及び冷暖房設備等の動力部分のインバータ化・高効率化を図り、電力の使用量の削減に努める。 3.環境創造措置の検討 施設の稼働に伴う地球温暖化への影響（供用）による新たな環境の創造について実行可能な範囲内で検討を行った環境創造措置の内容は以下に示すとおりである。 ・エネルギーの回収・循環利用：ごみ焼却によって発生する廃熱を利用した発電を実施して、施設の稼働に必要な電力を供給し、エネルギーを回収・循環利用し、余剰分は一般電気事業者へ売電する。 ・敷地内及び建物の緑化：可能な限り敷地内及び建物の緑化等（屋上緑化、壁面緑化、太陽光パネル設置）を行う。 4.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境保全措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う地球温暖化への影響は、前項の環境保全措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・良好な環境の創造に係る評価 調査及び予測の結果、並びに前項に示す環境創造措置の検討結果を踏まえると、施設の稼働に伴う地球温暖化への影響は、前項の環境創造措置を講じることにより、事業者の実行可能な範囲内で良好な環境の創造が図られて																																																					
＜温室効果ガス予測結果＞ <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">発生要因</th><th colspan="2">現有施設（t-CO₂/年）</th><th colspan="2">新施設（t-CO₂/年）</th></tr><tr><th>直接排出</th><th>間接排出</th><th>直接排出</th><th>間接排出</th></tr><tr><td rowspan="5">排出</td><td>ごみの焼却</td><td>75,477</td><td>—</td><td>60,592</td><td>—</td></tr><tr><td>機械等の稼働（電気使用）</td><td>—</td><td>12,157</td><td>—</td><td>9,093</td></tr><tr><td>機械等の稼働（燃料使用）</td><td>616</td><td>—</td><td>117</td><td>—</td></tr><tr><td>小計</td><td>76,093</td><td>12,157</td><td>60,710</td><td>9,093</td></tr><tr><td>合計</td><td colspan="2">88,250</td><td colspan="2">69,803</td></tr><tr><td>削減</td><td>発電</td><td>—</td><td>-21,548</td><td>—</td><td>-37,697</td></tr><tr><td rowspan="2">排出－削減</td><td>ごみ焼却を含む場合</td><td colspan="2">66,701</td><td colspan="2">32,106</td></tr><tr><td>ごみ焼却を含まない場合</td><td colspan="2">-8,775 ^(注)</td><td colspan="2">-28,487 ^(注)</td></tr></table> 注）新施設と現有施設の差は、-19,711t-CO₂/年となる。					発生要因		現有施設（t-CO ₂ /年）		新施設（t-CO ₂ /年）		直接排出	間接排出	直接排出	間接排出	排出	ごみの焼却	75,477	—	60,592	—	機械等の稼働（電気使用）	—	12,157	—	9,093	機械等の稼働（燃料使用）	616	—	117	—	小計	76,093	12,157	60,710	9,093	合計	88,250		69,803		削減	発電	—	-21,548	—	-37,697	排出－削減	ごみ焼却を含む場合	66,701		32,106		ごみ焼却を含まない場合	-8,775 ^(注)		-28,487 ^(注)	
発生要因		現有施設（t-CO ₂ /年）		新施設（t-CO ₂ /年）																																																					
		直接排出	間接排出	直接排出	間接排出																																																				
排出	ごみの焼却	75,477	—	60,592	—																																																				
	機械等の稼働（電気使用）	—	12,157	—	9,093																																																				
	機械等の稼働（燃料使用）	616	—	117	—																																																				
	小計	76,093	12,157	60,710	9,093																																																				
	合計	88,250		69,803																																																					
削減	発電	—	-21,548	—	-37,697																																																				
排出－削減	ごみ焼却を含む場合	66,701		32,106																																																					
	ごみ焼却を含まない場合	-8,775 ^(注)		-28,487 ^(注)																																																					

表 7-14 環境影響評価の一覧

環境要素 の区分	項目		調査結果	予測・評価結果等																					
	環境要素の 区分	影響要因の 区分																							
景観	景観	施設の存在	・代表的な眺望地点 調査地点は、「尼崎市都市美形成計画」（平成 23 年、尼崎市）及び実施計画書審査会意見を踏まえ、事業計画地から南西方向約 1.0km にあるウォーキングコース、北東方向約 1.4km にある東部浄化センター屋上広場、東方向約 0.4km にある中島新橋、北方向約 0.3km にある東高洲橋、北西方向約 0.2km にある尼崎市清掃局前交差点の計 5 地点を代表地点に選定した。 現地調査の結果、いずれの地点からも事業計画地内のクリーンセンター第 1 工場、若しくはクリーンセンター第 3 工場の煙突等が視認できる。 ・重要な景観資源の分布状況 1. 自然景観資源 第 3 回自然環境保全基礎調査（環境省）によると、事業計画地周辺における自然景観資源は存在しない。 2. 文化的景観資源 事業計画地周辺においては、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、兵庫県文化財保護条例（昭和 39 年兵庫県条例第 58 号）、尼崎市文化財保護条例（昭和 57 年尼崎市条例第 7 号）に基づく調査対象区域の登録文化財、指定文化財が存在するが、事業計画地は視認できない。	1.予測結果 主要な眺望点における眺望の変化は、ウォーキングコース、東部浄化センター屋上広場、東高洲橋、尼崎清掃局前交差点においては、眺望の変化の程度は小さいと予測した。中島新橋においては、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きいことから、建物等の意匠、色彩、緑化措置等について周辺地域に調和するような対策を実施する。 代表的な調査地点における作成したフォトモンタージュ及び予測結果概要は以下に示すとおりである。 <フォトモンタージュ及び予測結果概要> <table><tr><th colspan="2">No.1 ウォーキングコース</th><th colspan="2">No.2 東部浄化センター屋上広場</th><th colspan="2">No.3 中島新橋</th></tr><tr><td></td><td>事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</td><td></td><td>事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</td><td></td><td>クリーンセンター第 1 工場と比較すると煙突高さは低くなるが、建物の高い部分が視野の前面に来る。そのため、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同程度となるが、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きい。</td></tr></table>	No.1 ウォーキングコース		No.2 東部浄化センター屋上広場		No.3 中島新橋			事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。		事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。		クリーンセンター第 1 工場と比較すると煙突高さは低くなるが、建物の高い部分が視野の前面に来る。そのため、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同程度となるが、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きい。	<table><tr><th colspan="2">No.4 東高洲橋</th><th colspan="2">No.5 尼崎市清掃局前交差点</th></tr><tr><td></td><td>クリーンセンター第 3 工場が解体され、新たな清掃事務所等が整備されることで、その奥側に新施設を視認することができる。そのため、本地点では眺望の変化の程度は比較的大きいが、主にクリーンセンター第 3 工場の解体に伴うものであり、煙突高さがクリーンセンター第 1 工場より低くなることからスカイライン等への影響は小さく、新施設建設に伴う眺望の変化の程度は小さいと予測した。</td><td></td><td>視野の前面には工場が位置していることから、新施設は一部のみ視認が可能であり、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。</td></tr></table>	No.4 東高洲橋		No.5 尼崎市清掃局前交差点			クリーンセンター第 3 工場が解体され、新たな清掃事務所等が整備されることで、その奥側に新施設を視認することができる。そのため、本地点では眺望の変化の程度は比較的大きいが、主にクリーンセンター第 3 工場の解体に伴うものであり、煙突高さがクリーンセンター第 1 工場より低くなることからスカイライン等への影響は小さく、新施設建設に伴う眺望の変化の程度は小さいと予測した。		視野の前面には工場が位置していることから、新施設は一部のみ視認が可能であり、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。
			No.1 ウォーキングコース		No.2 東部浄化センター屋上広場		No.3 中島新橋																		
	事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。		事業計画地内の新施設を視認でき、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同等か、煙突高さが低くなった分、小さくなる。本地点からの眺望は、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。		クリーンセンター第 1 工場と比較すると煙突高さは低くなるが、建物の高い部分が視野の前面に来る。そのため、スカイライン等への影響はクリーンセンター第 1 工場と同程度となるが、新施設の出現により眺望の変化の程度は比較的大きい。																				
No.4 東高洲橋		No.5 尼崎市清掃局前交差点																							
	クリーンセンター第 3 工場が解体され、新たな清掃事務所等が整備されることで、その奥側に新施設を視認することができる。そのため、本地点では眺望の変化の程度は比較的大きいが、主にクリーンセンター第 3 工場の解体に伴うものであり、煙突高さがクリーンセンター第 1 工場より低くなることからスカイライン等への影響は小さく、新施設建設に伴う眺望の変化の程度は小さいと予測した。		視野の前面には工場が位置していることから、新施設は一部のみ視認が可能であり、視界を大きく遮ることはないため、眺望の変化の程度は小さいと予測した。																						
			2.環境保全措置の検討 環境保全措置の検討及び検証を行った結果、実施することとした環境保全措置の内容は以下に示すとおりである。 ・周辺景観環境との調和：敷地内に地域植生への影響を配慮した植栽を施すとともに、景観に配慮した色彩及びデザインを採用するなど、周辺景観との調和を図る。 ・「尼崎市都市美形成計画」との整合：建物等の意匠、色彩、緑化措置等の具体的な検討に当たっては、都市美アドバイザーの助言を踏まえ、「尼崎市都市美形成計画」との整合を図る。 3.評価結果 ・環境影響の回避・低減に係る評価 調査及び予測の結果、事業計画地と距離が近く、建物の高くなっている部分が視野の前面に来る中島新橋の眺望の変化の程度は比較的大きいと予測した。そのため、環境保全措置として、周辺景観環境との調和等を講じることにより、景観への影響を低減する。 以上のことから、施設の存在に伴う景観への影響については、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られているものと評価した。 ・環境保全施策に係る基準又は目標との整合性評価 施設の存在に伴う景観への影響については、対象施設の配置、形状、配色、意匠等について、「「尼崎市都市美形成計画」との整合」を図り、さらなる施設計画の検討を進める。 以上のことから、施設の存在に伴う景観への影響については、環境の保全に係る基準又は目標との整合性が図られているものと評価した。																						

第8章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

本事業が環境に及ぼす影響として、大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水質、土壌汚染、廃棄物、資源循環、地球温暖化、景観が想定され、これらの11項目について、調査、予測及び環境保全措置・環境創造措置の検討を踏まえた評価を行った。

評価に当たっては、「環境負荷影響の回避・低減に係る評価」及び「良好な環境の創造に係る評価」の2つの観点で行うとともに、環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標と照らし、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討した。

その結果、本事業は工事中及び施設の使用において、概ね環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策との整合性は図られるとともに、環境負荷影響を回避・低減し、環境創造のための措置を実施するなど良好な環境保全の創造に向けて努めていると評価した。

本事業の実施に係る今後の詳細な計画の検討に当たっては、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮して行う。特に建設工事及び施設運営の際に発生する一般廃棄物については、発生量の低減及び分別回収に努め、減量・再資源化を促進する。

なお、工事中及び施設の使用において、事後調査の結果を踏まえ、現段階で予測し得なかった著しい環境影響がみられる場合は、必要に応じて適切な措置を講じることとする。